

【地域防災計画関係資料】

地域防災計画関係資料 目次

[資料]

資料1	大阪府地震被害想定調査.....	401
資料2	大東市地震被害想定調査.....	402
資料3	大東市防災会議条例.....	403
資料4	大東市防災会議構成委員名簿.....	405
資料5	大東市災害対策本部条例.....	406
資料6	関係機関の通信窓口.....	407
資料7	気象庁震度階級関連解説表.....	412
資料8	警報・注意報発表基準一覧表.....	415
資料9	被害状況等報告基準.....	417
資料10	災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲.....	419
資料11	大東市災害弔慰金の支給等に関する条例.....	424

[付表・付図]

付表1	河川一覧表.....	428
付表2	ポンプ場台帳一覧表.....	429
付表3	ため池一覧表.....	433
付表4	土石流危険渓流一覧表.....	434
付表5	急傾斜地崩壊危険区域等一覧表.....	435
付表6	土砂災害警戒区域一覧表.....	436
付表7	災害危険区域一覧表.....	438
付表8	山地災害危険地区一覧表.....	439
付表9	大東市防災行政無線通信統制運用表.....	440
付表10	防災行政無線同報系屋外受信機設置場所一覧表.....	441
付図1	防災行政無線同報系屋外受信機設置場所位置図.....	442
付表11	自主防災組織等一覧表.....	443
付表12	災害時応援協定締結状況一覧表.....	445
付表13	災害時要援護者等施設一覧.....	447
付表14	医療機関一覧表.....	450
付表15	防災拠点一覧表.....	452
付表16	緊急交通路一覧表.....	453
付表17	災害時用臨時ヘリポート一覧表.....	454
付図2	緊急輸送関係及び防災拠点位置図.....	455
付表18	市の車両保有台数一覧表.....	456
付表19	一時避難場所一覧表.....	457
付表20	広域避難場所一覧表.....	458
付表21	避難路一覧表.....	459
付図3	一時避難場所、広域避難場所及び避難路位置図.....	460

付表 22	指定避難所一覧表	461
付図 4	避難所位置図	463
付表 23	応急仮設住宅建設予定地一覧表	464
付表 24	配水場一覧表	465
付表 25	大東市重要物資備蓄量目標一覧表	466
付表 26	大東市災害用備蓄物資一覧表	467
付表 27	大阪府災害用備蓄物資一覧表	468
付表 28	市域内にある社会福祉施設一覧表	469
付表 29	各地区対策部の設置箇所及び担当区域一覧表	471

[様式]

様式 1	災害概況即報の報告様式	473
様式 2	被害状況即報の報告様式	474
様式 3	災害確定報告の報告様式	475
様式 4	地すべり、急傾斜地災害報告様式	476
様式 5	土石流災害報告様式	477
様式 6	自衛隊の災害派遣要請要求書の様式	478
様式 7	自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請要求書の様式	479
様式 8	緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式	480
様式 9	緊急通行車両等確認届出書の様式	481
様式 10	緊急通行車両確認証明書の様式	482
様式 11	緊急通行車両標章の様式	483
様式 12	避難者カードの様式	484
様式 13	避難状況報告の様式	485
様式 14	避難者収容記録簿の様式	486
様式 15	避難所開設日誌の様式	487
様式 16	応急仮設住宅入居者台帳の様式	488
様式 17	遺体処理台帳の様式	489
様式 18	埋火葬台帳の様式	490
様式 19	り災証明書の様式	491

資料 1 大阪府地震被害想定調査

大阪府地震被害想定調査

(平成 19 年 3 月大阪府自然災害総合防災対策検討<地震被害想定>報告書より)

1 想定地震

大阪府域への影響が考えられる内陸断層及び東南海・南海地震について検討を行い、以下の 5 断層の地震を対象とした。

- ・直下型地震
 - ①上町断層帯地震
 - ②生駒断層帯地震
 - ③有馬高槻断層帯地震
 - ④中央構造線断層帯地震
- ・海溝型地震
 - ⑤東南海・南海地震

2 想定地震発生時の条件

- ・想定時期：冬季の夕刻を基本とする

3 大東市における被害の想定

想定地震	①上町断層帯地震A	②生駒断層帯地震	③有馬高槻断層帯地震	④中央構造線断層帯地震	⑤東南海・南海地震	
建物全半壊棟数	全壊 3,573 棟 半壊 5,366 棟 計 8,939 棟	全壊 13,566 棟 半壊 8,512 棟 計 22,078 棟	全壊 286 棟 半壊 714 棟 計 1,000 棟	全壊 38 棟 半壊 102 棟 計 140 棟	全壊 341 棟 半壊 820 棟 計 1,161 棟	
炎上出火件数※	1 (3) 件	11 (21) 件	－ 件	－ 件	－ 件	
死傷者数	死者 23 人 負傷者 1,832 人	死者 445 人 負傷者 1,264 人	死者 ー 人 負傷者 202 人	死者 ー 人 負傷者 28 人	死者 1 人 負傷者 246 人	
り災者数	30,937 人	81,010 人	3,521 人	494 人	3,362 人	
避難所生活者数	8,972 人	23,494 人	1,022 人	144 人	975 人	
ライフライン	停電件数	20,879 軒	47,794 軒	694 軒	99 軒	793 軒
	都市ガス影響戸数	45 千戸	45 千戸	－	－	－
	水道断水人口	6 万人	10.9 万人	1.6 万人	0.4 万人	0.9 万人
	電話不通	2,441 加入者	18,306 加入者	1,356 加入者	1,356 加入者	－

※ 炎上出火件数は地震後 1 時間の件数。() は 1 日の件数

死者、負傷者数は建物被害・火災によるものの合計

※ 上町断層帯地震には、上町断層帯地震 A(断層帯の北中部で揺れが大きいケース) と上町断層帯地震 B(断層帯の南部で揺れが大きいケース) が想定されているが、本市に対する被害が大となる A を掲載した。

大阪府地震被害想定調査

(平成 9 年 3 月大東市防災アセスメント調査より)

1 想定地震

本計画の前提となる震災規模の想定として、大東市にもっとも大きな被害をもたらす可能性が高い生駒断層帯系と南海トラフによる地震を採用した。

- ・内陸活断層による地震 ①生駒断層系
- ・海溝型地震 ②南海トラフ

2 想定地震発生時の条件

- ・想定時期：冬季の夕刻（18 時）を設定
- ・風向：北（12 月～2 月の 17 時～19 時における卓越風向）
- ・風速：2.6m/s（12 月～2 月の 17 時～19 時における平均風速）

3 想定結果

想定地震	①生駒断層帯地震	②東南海・南海地震	
地震の規模	マグニチュード(M) 7.1	マグニチュード(M) 8.4	
	計測震度 5弱～6強	計測震度 4～6弱	
建物全半壊棟数	全壊 5,200 棟	全壊 1,787 棟	
	半壊 6,177 棟	半壊 3,277 棟	
	計 11,377 棟	計 5,064 棟	
炎上出火件数※1	16 件	6 件	
死傷者数	死者 734 人	死者 223 人	
	負傷者※3 1,313 人	負傷者※3 420 人	
り災者数	53,494 人	18,692 人	
避難所生活者数	15,200 人	4,289 人	
ライフライン	上水道被害	697 箇所	115 箇所
	下水道被害	140 箇所	25 箇所
	電話柱被害	124 本	123 本

※1 炎上出火件数は地震後 1 時間の件数

※2 市地震被害想定調査に用いた人口は、129,055 人（平成 8 年 9 月現在）

※3 負傷者には重傷者も含む。

大東市防災会議条例

	昭和39年7月17日	条例第21号
改正	昭和41年12月20日	条例第41号
	昭和45年12月22日	条例第38号
	昭和53年6月23日	条例第14号
	昭和55年9月30日	条例第23号
	平成6年12月26日	条例第21号
	平成12年3月17日	条例第8号
	平成20年2月25日	条例第1号
	平成24年12月25日	条例第32号
	平成25年12月24日	条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大東市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大東市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長が事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は30名以内とし次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 市の区域を管轄する消防本部の長および消防団長
 - (7) 指定公共機関または指定地方行政機関の役員または職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が防災に関し必要と認める者
- 6 第5項第1号、第2号、第3号、第7号および第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、危機管理室において行う。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が、防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和41年条例第41号)抄

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年12月1日から適用する。

付 則(昭和45年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

付 則(昭和53年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年条例第21号)抄

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成12年条例第8号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成20年条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間に第1条の規定による改正後の大東市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により任命される委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

付 則(平成25年条例第41号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料4 大東市防災会議構成委員名簿

大東市防災会議構成委員名簿

会 長 大 東 市 長

大東市防災会議条例

1. 第3条第5項第1号委員
近畿農政局大阪地域センター総括管理官
2. 第3条第5項第2号委員
大阪府四條畷保健所長
大阪府枚方土木事務所長
大阪府枚方土木事務所地域防災監
3. 第3条第5項第3号委員
大阪府四條畷警察署長
4. 第3条第5項第4号委員
大東市副市長
大東市理事及び各部長
5. 第3条第5項第5号委員
大東市教育長
6. 第3条第5項第6号委員
大東四條畷消防本部消防長
大東市消防団長
7. 第3条第5項第7号委員
郵便事業（株）大東支店長
西日本旅客鉄道(株)四條畷駅長
西日本旅客鉄道(株)住道駅長
西日本電信電話（株）大阪東支店設備部長
関西電力(株)守口営業所長
大阪ガス(株)企画総務チームマネジャー
8. 第3条第5項第9号委員
大東・四條畷医師会 会長

大東市災害対策本部条例

昭和39年7月17日

条例第22号

改正 平成8年3月18日 条例第5号

平成24年12月25日 条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大東市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年条例第32号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

関係機関の通信窓口

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

●大東市

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		大東市MCA 無線番号
			昼 間	夜 間	
大東市役所 (災害対策本部)	—	大東市谷川 1 丁目 1-1 大東市新町 13-35	072-872-2181 072-875-0211	072-872-2181	001
北部 地区対策部	北条人権文化センター	大東市北条 3 丁目 10-5	072-877-6066	072-877-6066	305
東部 地区対策部	野崎人権文化センター	大東市野崎 1 丁目 24-1	072-879-1551	072-879-1551	306
南部 地区対策部	総合福祉センター	大東市新町 13-13	072-872-2222	072-872-2222	307
西部 地区対策部	諸福老人福祉センター	大東市新田本町 17-6	072-871-3450	072-871-3450	308
水道対策部	総務課	大東市灰塚 4 丁目 1-1	072-871-1191	072-871-1191	301
保健医療 福祉センター	地域保健課	大東市幸町 8-1	072-874-9500	072-874-9500	322

(注) 大東市関係のうち、各地区対策部は、災害の種類、規模、被災状況等により適宜統廃合する。

●大阪府

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
危機管理室	災害対策課	大阪市中央区大手前3丁目1-43	(直) 06-6944-6278 (代) 06-6941-0351	06-6944-6278	200-4880 夜間 200-4887
都市整備部	都市整備総務課	大阪市中央区大手前2丁目1-22	(直) 06-6944-9264 (代) 06-6941-0351	06-6944-9264	200-2911
北河内 府税事務所	総務課	枚方市大垣内町2丁目15-1	072-844-1331	072-844-1331	306-512
枚方土木事務所	地域支援企画課 地域支援・防災 グループ	枚方市大垣内町2丁目15-1	072-844-1331	072-844-1331	306-254
寝屋川水系 改修工営所	工務課 企画防災グループ	大阪市城東区東中浜4丁目6-35	06-6962-7664	06-6962-7664	321-32
寝屋川水系改修 工営所東部工区	—	大東市灰塚1丁目2-3	072-873-2885	072-873-2885	357-0
東部流域 下水道事務所	総務企画課 企画グループ	東大阪市西堤本通西2丁目1-12	06-6784-3724	06-6784-3724	336-0
中部農と緑の 総合事務所	総務課長	八尾市荘内町2丁目1-36 中河内府民センタービル内	072-994-1515	072-994-1515	305-302
東部水道事務所	企画業務課長	東大阪市下小阪4丁目1-27	06-6725-0081	06-6725-0081	260-210

●大阪府警察

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
警察本部	警備課	大阪市中央区大手前3丁目1-11	(代) 06-6943-1234	06-6943-1234	—
四條畷警察署	警備課	大東市深野3丁目28-1	(代) 072-875-1234	072-875-1234	市MCA 310

●指定行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
消防庁	応急対策室	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-2	(直) 03-5253-7527	03-5253-7777	—

●指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
近畿農政局大阪 地域センター	農政推進グループ	大阪市中央区大手前1丁目5-44 (合同庁舎1号館)	06-6941-9657	—	—
大阪管区气象台	技術部 予報課	大阪市中央区大手前4丁目1-76 (合同庁舎4号館)	(直) 06-6949-6303	06-6949-6303	816-8930
近畿地方整備局	企画部 防災課	大阪市中央区大手前1丁目5-44 (合同庁舎1号館)	(代) 06-6942-1141 (直) 06-6942-1575	(直) 06-6942-1575	—

●陸上自衛隊

連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
		昼 間	夜 間	
第3師団	兵庫県伊丹市広畑1-1	072-81-0021	072-81-0021	823
第36普通科連隊	兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1	072-81-0001	072-81-0001	825

●指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
郵政事業 株式会社	大東支店	大東市曙町3-20	072-872-2111	—	—
西日本旅客鉄道 （株）大阪支社	(昼) 施設課 (夜) 施設指令	大阪市阿倍野区松崎町1-2-12 大阪市淀川区西中島7-16-116	(代) 06-6627-8248 (直) 06-6376-6190	06-6376-6190	—
西日本旅客鉄道 （株）天王寺保線区	区長	大阪市天王寺区南堀川町7丁目62 番地	06-6772-5691	06-6772-5691	—
西日本旅客鉄道 （株）住道駅	駅長	大東市住道2丁目3-1	072-872-0133	—	市MCA 312
西日本旅客鉄道 （株）四条畷駅	駅長	大東市学園町1-50	072-876-1570	—	—
西日本電信電話 （株）大阪東支店	設備部 災害対策室	大阪市城東区中央3-6-22 NTT大阪城東ビル	06-6766-5820	—	—
日本赤十字社 大阪府支部	事業課	大阪市中央区大手前2丁目1-7	(代) 06-6943-0705 (直) 06-6943-0743	06-6943-0705	837-8980
日本放送協会 大阪放送局	報道部	大阪市中央区大手前4丁目1-20	(代) 06-6941-0431 (直) 06-6937-3106	06-6937-3106	838-0

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
大阪ガス㈱ 導管事業部北東 部導管部	総務企画チーム	東大阪市稲葉 2 丁目 3-17	0729-66-5314	0729-66-5356	市 MCA 314
阪奈ガス㈱ 本社	ガス部	四條畷市雁屋西町 13-2	072-878-1111		市 MCA 311
日本通運㈱ 大阪東支店	支店長	守口市八雲中町 2-10-3	06-6906-0281		—
関西電力㈱ 守口営業所	所長室	守口市八雲東町 1-9-15	06-6906-3001		—
関西電力㈱ 大阪北給電制御所	所長	大阪市北区本庄 3 丁目 9-3	06-7501-0785	06-7501-0785	—
近畿日本鉄道㈱ 稲田営業所	所長	東大阪市稲田三島町 1-12	06-6746-2565	—	—
京阪バス㈱ 門真営業所	所長	門真市千石東町 17-20	072-887-2121	—	—
淀川左岸 水防事務組合	総務課	枚方市三矢町 6-11	072-841-2310		851-0
東部水道事務所	企画業務課長	東大阪市下小阪 4 丁目 1-27	06-6725-0081	06-6725-0081	260-210

●公共的団体その他の機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
一般社団法人 大東・四條畷医師会	事務局	大東市北条 1 丁目 1-28	072-876-3381	—	市 MCA 302
大東歯科医師会	事務局	大東市幸町 8-1	072-812-2553	—	—
北河内薬剤師会	事務局	四條畷市中野 3-5-28	072-877-8203	—	—

●隣接市

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
大阪市	危機管理室	大阪市北区中之島1丁目3-20	(直) 06-6208-7388		500-5223
東大阪市	危機管理室	東大阪市荒本北50-4	(直) 06-4309-3130		527-8900
門真市	総務部 危機管理室	門真市中町1-1	(直) 06-6902-5812		523-2152
寝屋川市	人ふれあい部 危機管理室	寝屋川市本町1-1	(直) 072-822-2439		515-8900
四條畷市	危機管理課	四條畷市中野本町1-1	(代) 072-877-2121		529-8900

●消防本部

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
大東四條畷消防組合 大東消防署	通信指令室	大東市新町13-35	072-875-0119	072-875-0119	市MCA 300
大阪市消防局	指令課	大阪市西区新町1丁目26-3	06-6543-0119	06-6543-0119	—
東大阪市消防局	通信指令室	東大阪市御厨栄町3丁目1-41	06-6788-0119	06-6788-0119	—
守口市門真市 消防組合消防本部	通信指令室	門真市殿島町7-1	06-6906-1122	06-6906-1122	—
枚方寝屋川 消防組合消防本部	通信指令室	枚方市南中振1丁目16-30	072-852-9800	072-852-9800	—
大東四條畷消防組合 四條畷消防署	—	四條畷市大字中野596-1	072-877-0119	072-877-0119	—

気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、地震計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測されて場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
					耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	—	—	—	—
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—	—
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—	—
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—	—	—
3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	—	—	—	—
4.5	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5.0	5強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
6.5	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注4) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注5) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

計測震度	震度階級	地盤・斜面等		ライフライン・インフラ等	大規模建造物への影響
		地盤の状況	斜面等の状況		
0.5	0	—	—	—	<p>●長周期地震動^{※5}による超高層ビルの揺れ 超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p> <p>●石油タンクのスロッシング 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p> <p>●大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>
	1	—	—	—	
	1.5	2	—	—	
2.5	3	—	—	—	
3.5	4	—	—	<p>●鉄道の停止、高速道路の規制等 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）</p>	
4.5					
5.0	5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。	<p>●ガス供給の停止 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる^{※4}ことがある。</p> <p>●断水、停電の発生 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある^{※4}。</p> <p>●エレベーターの停止 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。</p>	
	5強			—	
5.5	6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。	<p>●電話等通信の障害 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。</p>	
6.0	6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。	—	
6.5	7			—	

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

※4 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

※5 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

警報・注意報発表基準一覧表

平成 22 年 5 月 27 日現在
発表官署 大阪管区気象台

警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 40mm あるいは 3 時間雨量 80mm		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	133		
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 40mm あるいは 3 時間雨量 80mm		
			流域雨量指数基準	—		
			複合基準	—		
		指定河川洪水予報による基準	淀川 [枚方], 淀川水系寝屋川流域 [寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]			
	暴風		平均風速	20m/s		
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	平地	24 時間降雪の深さ 20cm	
				山地	24 時間降雪の深さ 40cm	
波浪		有義波高				
高潮		潮位				
注意報	大雨		雨量基準	1 時間雨量 25mm あるいは 3 時間雨量 40mm		
			土壌雨量指数基準	94		
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 25mm あるいは 3 時間雨量 40mm		
			流域雨量指数基準	—		
			複合基準	—		
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系寝屋川流域 [寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]			
	強風		平均風速	12m/s		
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	平地	24 時間降雪の深さ 5cm	
				山地	24 時間降雪の深さ 20cm	
	波浪		有義波高			
	高潮		潮位			
	雷		落雷等により被害が予想される場合			
	融雪					
	濃霧		視程	100m		
	乾燥		最小湿度 40% で実効湿度 60%			
	なだれ		①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上またはかなりの降雨*1			
低温		最低気温 -5℃以下				
霜		4 月 15 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下				
着氷						
着雪		24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃				
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm		

*1：気温は大阪管区気象台の値。

●特別警報発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

●津波警報等の種類

	予想される津波の高さ	
	高さの区分	発表する値
大津波警報	10m～	10m 超
	5m～10m	10m
	3m～ 5m	5m
津波警報	1m～ 3m	3m
津波注意報	20cm～ 1m	1m

例：3 mから 5 mの間の津波が予想されたら「予想される津波の高さは 5 m」と発表。

被害状況等報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	

被害項目		報告基準
その他	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲

平成 26 年 6 月 23 日現在

救助の種類	救 助 の 程 度	期 間
避難所の供与	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して実施する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>イ 基本額 避難所設置費 一人一日につき 三百十円</p> <p>ロ 加算額（冬季（十月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。）に限る。） 別に定める額</p>	災害発生の日から七日以内
応急仮設住宅の供与	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに供与する。</p> <p>二 一戸当たりの規模は二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のために支出することができる費用は二百五十三万以内とする。</p> <p>三 同一敷地内又は近接する地域内に五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、一施設当たりの規模及びその施設のために支出することができる費用は、二にかかわらず、別に定める。</p> <p>四 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与し、並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>五 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>六 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>七 災害発生の日から二十日以内に借上げを実施する。</p>	完成の日から二年以内
炊出しその他による食品の給与	<p>一 避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者（以下この項において「被災者」という。）に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千四十円以内とする。</p> <p>四 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、救助の期間内に三日分以内を現物により支給することができる。</p>	災害発生の日から七日以内
飲料水の供給	<p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から七日以内
被服、寝具その他	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積</p>	災害発生の日か

救助の種類	救助の程度	期間																																												
生活必需品の給与又は貸与	<p>等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="432 701 1177 1290"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">季別</th> <th colspan="6">世帯区分</th> </tr> <tr> <th>一人世帯</th> <th>二人世帯</th> <th>三人世帯</th> <th>四人世帯</th> <th>五人世帯</th> <th>六人以上一人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>円 一七、八〇〇</td> <td>円 二二、九〇〇</td> <td>円 三三、七〇〇</td> <td>円 四〇、四〇〇</td> <td>円 五一、二〇〇</td> <td>円 七、五〇〇</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>円 二九、〇〇〇</td> <td>円 三八、一〇〇</td> <td>円 五三、一〇〇</td> <td>円 六二、一〇〇</td> <td>円 七八、一〇〇</td> <td>円 一〇、七〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>円 五、八〇〇</td> <td>円 七、八〇〇</td> <td>円 一一、七〇〇</td> <td>円 一四、二〇〇</td> <td>円 一八、〇〇〇</td> <td>円 二、五〇〇</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>円 九、四〇〇</td> <td>円 一二、三〇〇</td> <td>円 一七、〇〇〇</td> <td>円 二〇、六〇〇</td> <td>円 二六、一〇〇</td> <td>円 三、四〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。</p>	区分	季別	世帯区分						一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一七、八〇〇	円 二二、九〇〇	円 三三、七〇〇	円 四〇、四〇〇	円 五一、二〇〇	円 七、五〇〇	冬季	円 二九、〇〇〇	円 三八、一〇〇	円 五三、一〇〇	円 六二、一〇〇	円 七八、一〇〇	円 一〇、七〇〇	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	円 五、八〇〇	円 七、八〇〇	円 一一、七〇〇	円 一四、二〇〇	円 一八、〇〇〇	円 二、五〇〇	冬季	円 九、四〇〇	円 一二、三〇〇	円 一七、〇〇〇	円 二〇、六〇〇	円 二六、一〇〇	円 三、四〇〇	<p>十日以内</p>
区分	季別			世帯区分																																										
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額																																							
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一七、八〇〇	円 二二、九〇〇	円 三三、七〇〇	円 四〇、四〇〇	円 五一、二〇〇	円 七、五〇〇																																							
	冬季	円 二九、〇〇〇	円 三八、一〇〇	円 五三、一〇〇	円 六二、一〇〇	円 七八、一〇〇	円 一〇、七〇〇																																							
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	円 五、八〇〇	円 七、八〇〇	円 一一、七〇〇	円 一四、二〇〇	円 一八、〇〇〇	円 二、五〇〇																																							
	冬季	円 九、四〇〇	円 一二、三〇〇	円 一七、〇〇〇	円 二〇、六〇〇	円 二六、一〇〇	円 三、四〇〇																																							
医療	<p>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以</p>	<p>災害発生の日から十四日以内</p>																																												

救助の種類	救助の程度	期間
	<p>内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>	
助産	<p>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>三 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額</p>	分べんした日から七日以内
災害にかかった者の救出	<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から三日以内
災害にかかった住宅の応急修理	<p>一 災害のため住家が半壊し、若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき五十四万七千円以内とする。</p>	災害発生の日から一月以内
生業に必要な資金の貸与	<p>一 住家が全壊し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>三 貸与することができる金額は、次の範囲内とする。</p> <p>イ 生業費一件につき 三万円</p> <p>ロ 就職支度費一件につき 一万五千元</p> <p>四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	災害発生の日から一月以内
学用品の給与	<p>一 住家の全壊、全壊、流失、半壊、半壊又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒等（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p>	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内

救助の種類	救 助 の 程 度	期 間
	<p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 一人につき 四千百円</p> <p>(2) 中学校の生徒 一人につき 四千四百円</p> <p>(3) 高等学校等の生徒等 一人につき 四千八百円</p>	
埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺（附属品を含む。）</p> <p>ロ 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ハ 骨つば及び骨箱</p> <p>三 支出することができる費用は、一体につき大人二十万六千円以内、小人十六万四千八百円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>三 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千四百円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき五千二百円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき十三万三千九百円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内

救助の種類	救 助 の 程 度	期 間
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	一 次の範囲内において行う。 イ 被災者の避難 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜査 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

大東市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和 57 年 12 月 17 日
条 例 第 2 0 号〕

改正 昭和 62 年 3 月 31 日条例第 3 号
平成 3 年 12 月 25 日条例第 22 号
平成 23 年 12 月 21 日条例第 23 号

大東市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年条例第 36 号）の全部を次のように改正する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、ならびに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に関わる配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。）に対して災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者には支給することができる。
- 4 前3項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、5,000,000円とし、その他の場合にあつては、2,500,000円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別な事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、または疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、2,500,000円とし、その他の場合にあっては、1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	1,500,000円
イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	2,500,000円
ウ 住居が半壊した場合	2,700,000円
エ 住居が全壊した場合	3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	1,500,000円
イ 住居が半壊した場合	1,700,000円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合は除く。）	2,500,000円
エ 住居の全体が滅失もしくは流出した場合	3,500,000円

(3) 第1号のウまたは前号のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」

とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還または半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大東市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条、第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、または疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大東市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成3年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大東市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は、当該災害により負傷しまたは疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成23年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した市民に関わる災害弔慰金の支給について適用する。

付表 1 河川一覧表

河川一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

河川名	種類	管内 通過延長 (m)	上流端	下流端
寝屋川	一級	5,550	深野北 5 丁目 164 番地先	諸福 6 丁目 680 番地先
恩智川	一級	2,450	南新田 1 丁目 46 番地先	寝屋川合流点 (浜町)
権現川	一級	1,830	北条 3 丁目 1913 番地先	寝屋川合流点 (深野北 1 丁目)
鍋田川	一級	2,868	大字中垣内 897 番地先	寝屋川合流点 (谷川 1 丁目)
谷田川	一級	2,722	北条 2 丁目 1160 番地先	寝屋川合流点 (深野 1 丁目)
宮谷川	準用	460	北条 6 丁目 1527 番地先	権現川合流点 (北条 2 丁目)

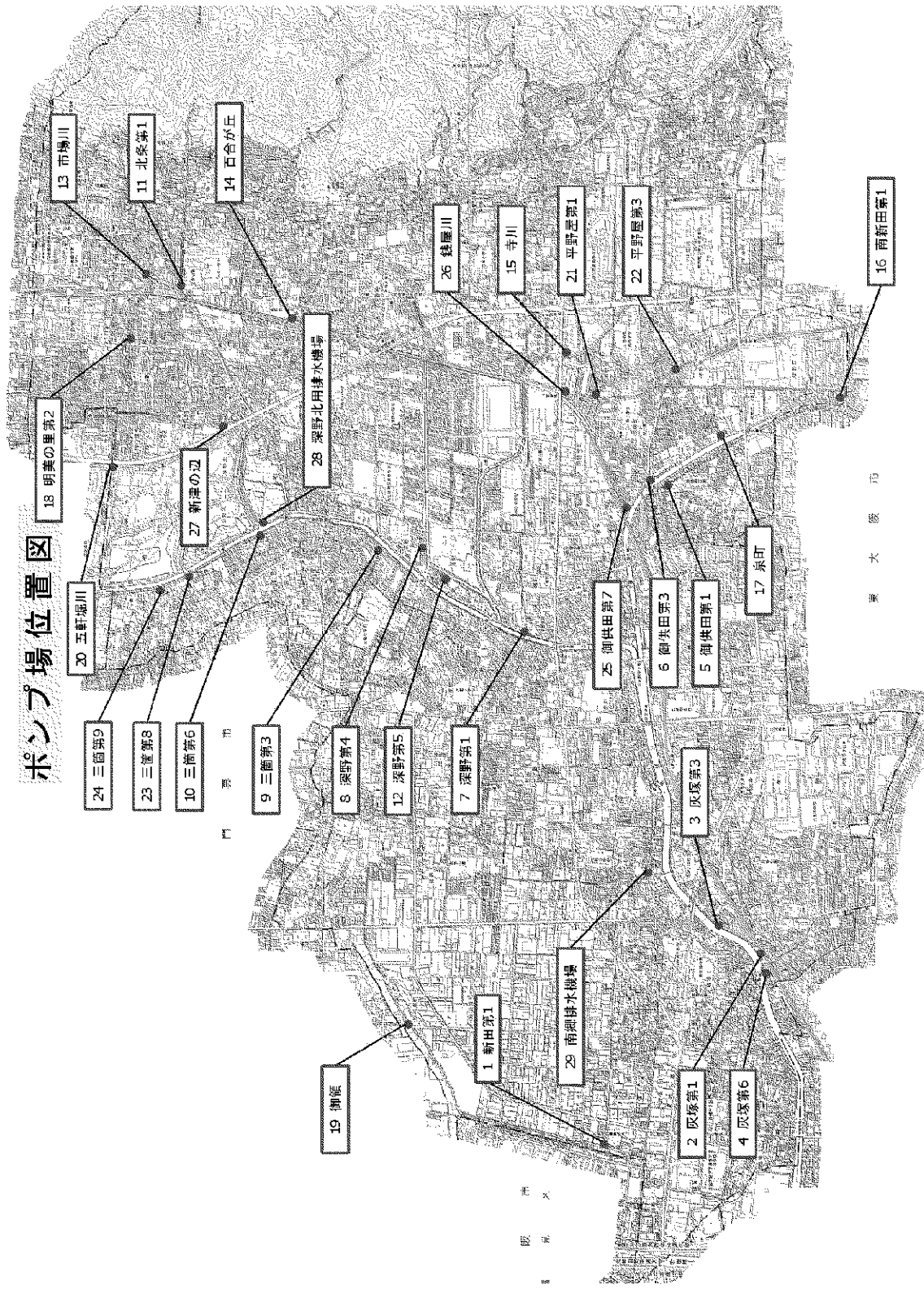
付表 2 ポンプ場台帳一覧表

ポンプ場台帳一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

番号	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³ /分	排水能力 合計	製作会社	形式等	設置 年度
1	新田第1	新田西町4—20	φ400mm	1		23.00	23.0	西島製作所	立型軸流	S59
2	灰塚第1	諸福2丁目5—798	φ700mm	1		60.00	120.0	西島製作所	立型軸流	S56
			φ500mm	2		30.00		西島製作所	水中ポンプ	S56
3	灰塚第3	灰塚1丁目11—52	φ250mm	2		6.25	12.5	鶴見製作所	水中ポンプ	S56
4	灰塚第6	諸福2丁目6	φ200mm	2		4.50	9.0	鶴見製作所	水中ポンプ	S57
5	御供田第1	御供田2丁目20—1	φ700mm	1		60.00	60.0	西島製作所	立型斜流	S49
6	御供田第3	御供田5丁目1—17	φ700mm	1		60.00	60.0	西島製作所	立型斜流	S58
7	深野第1	谷川1丁目1—1	φ800mm	1		95.00	95.0	久保田機工	立型軸流	S48
8	深野第4	深野2丁目1—1	φ500mm	1		26.00	42.0	久保田機工	立型軸流	S57
			φ450mm	1		16.00		久保田機工	立型軸流	S47
9	三箇第3	三箇1丁目13	φ400mm	2		17.00	34.0	久保田機工	立型斜流	S52
10	三箇第6	三箇5丁目5	φ500mm	1		30.00	30.0	久保田機工	立型軸流	S60
11	北条第1	北条2丁目19—36	φ500mm	2		30.00	62.5	鶴見製作所	立型斜流	S49
			φ150mm	1		2.50		鶴見製作所	水中ポンプ	S57
12	深野第5	深野1丁目2	φ150mm	2		3.30	6.6	鶴見製作所	水中ポンプ	S59
13	市場川	北条2丁目5—29	φ700mm	1	手動	50.00	57.2	久保田機工	立型軸流	S56
			φ150mm	2		3.60		久保田機工	水中ポンプ	S56
14	百合が丘	北条1丁目16—16	φ700mm	2	自動	60.00	120.0	電業社	立型軸流	S58
15	寺川	平野屋1丁目4—8	φ600mm	2		50.00	157.6	鶴見製作所	立型斜流	S51
			φ400mm	2		27.00		鶴見製作所	水中ポンプ	S59
			φ100mm	2		1.80		鶴見製作所	水中ポンプ	S51
16	南新田第1	南新田1丁目1—5	φ500mm	1	自動	30.00	42.0	鶴見製作所	立型軸流	S60
			φ300mm	1		12.00		鶴見製作所	水中ポンプ	H2
17	泉町	御供田1丁目399	φ500mm	1		36.00	39.0	鶴見製作所	立型軸流	S54
			φ150mm	1		3.00		鶴見製作所	水中ポンプ	S61
18	明美の里第2	明美の里10—17	φ400mm	1		20.00	20.0	鶴見製作所	水中ポンプ	S56
19	御領	新田境町8	φ400mm	2	自動	21.00	102.0	鶴見製作所	水中ポンプ	S54
			φ500mm	2		30.00		鶴見製作所	パチカル	S54
20	五軒堀川	深野北5丁目	φ1200mm	2	自動	198.00	396.0	西島製作所	横軸斜流	S56
21	平野屋第1	平野屋1丁目7—298	φ350mm	2	手動	15.60	31.2	鶴見製作所	水中ポンプ	S56
22	平野屋第3	平野屋2丁目2—18	φ250mm	2	手動	7.74	15.5	鶴見製作所	水中ポンプ	S56
23	三箇第8	三箇5丁目6—34	φ500mm	1		30.00	36.4	久保田機工	立型軸流	S56
			φ150mm	2		3.20		鶴見製作所	水中ポンプ	H11
24	三箇第9	三箇6丁目23—25	φ400mm	2		16.60	42.6	鶴見製作所	水中ポンプ	S57
			φ150mm	2		4.70		鶴見製作所	水中ポンプ	S57
25	御供田第7	御供田1丁目5—6	φ250mm	2		6.00	12.0	鶴見製作所	水中ポンプ	S57
26	銭屋川	平野屋1丁目4	φ2200mm	2	自動	90.00	250.8	久保田機工	スクリュー	S61
			φ700mm	1		70.80		久保田機工	立型軸流	S61
27	新津の辺	津の辺町3	φ250mm	1		7.00	21.0	鶴見製作所	水中ポンプ	H10
			φ250mm	2		7.00		鶴見製作所	水中ポンプ	H18
28	深野北 用排水機場	深野北2丁目	φ350mm	1	手動	15.00	36.0	久保田機工	縦軸斜流	S56
			φ400mm	1		21.00		久保田機工	縦軸斜流	S56
29	南郷排水機場	太子田1丁目	φ600mm	1		40.00	40.0	栗村製作所	縦軸軸流	S40
ポンプ場合計		29箇所		65	台		1,973.9 m ³			

ポンプ場位置図



門 野 市

豊 大 橋 市

豊 大 橋 市

北部地区対策部

番号	ポンプ場 番号	地区対策部	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³	排水能力 合計
11	46	北部	北条第1	北条2丁目19-36	φ500mm	2		30.00	62.5
					φ150mm	1		2.50	
13	50	北部	市場川	北条2丁目5-29	φ700mm	1	手動	50.00	57.2
					φ150mm	2		3.60	
14	51	北部	百合が丘	北条1丁目16-16	φ700mm	2	自動	60.00	120.0
18	66	北部	明美の里第2	明美の里10-17	φ400mm	1		20.00	20.0
27		北部	新津の辺	津の辺町3	φ250mm	1		7.00	21.0
					φ250mm	2		7.00	
28		北部	深野北 用排水機場	深野北2丁目	φ350mm	1	手動	15.00	36.0
					φ400mm	1		21.00	
ポンプ場合計					6箇所		14台		m ³ 316.7

東部地区対策部

番号	ポンプ場 番号	地区対策部	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³	排水能力 合計
8	35	東部	深野第4	深野2丁目1-1	φ500mm	1		26.00	42.0
					φ450mm	1		16.00	
12	48	東部	深野第5	深野1丁目2	φ150mm	2		3.30	6.6
ポンプ場合計					2箇所		4台		m ³ 48.6

南部地区対策部

番号	ポンプ場 番号	地区対策部	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³	排水能力 合計
2	8	南部	灰塚第1	諸福2丁目5-798	φ700mm	1		60.00	120.0
					φ500mm	2		30.00	
3	10	南部	灰塚第3	灰塚1丁目11-52	φ250mm	2		6.25	12.5
4	12	南部	灰塚第6	諸福2丁目6	φ200mm	2		4.50	9.0
5	20	南部	御供田第1	御供田2丁目20-1	φ700mm	1		60.00	60.0
6	22	南部	御供田第3	御供田5丁目1-17	φ700mm	1		60.00	60.0
7	32	南部	深野第1	谷川1丁目1-1	φ800mm	1		95.00	95.0
15	61	南部	寺川	平野屋1丁目4-8	φ600mm	2		50.00	157.6
					φ400mm	2		27.00	
					φ100mm	2		1.80	
16	62	南部	南新田第1	南新田1丁目1-5	φ500mm	1	自動	30.00	42.0
					φ300mm	1		12.00	
17	63	南部	泉町	御供田1丁目399	φ500mm	1		36.00	39.0
					φ150mm	1		3.00	
21	77	南部	平野屋第1	平野屋1丁目7-298	φ350mm	2	手動	15.60	31.2
22	78	南部	平野屋第3	平野屋2丁目2-18	φ250mm	2	手動	7.74	15.5
25	83	南部	御供田第7	御供田1丁目5-6	φ250mm	2		6.00	12.0
ポンプ場合計					12箇所		26台		m ³ 653.8

西部地区対策部

番号	ポンプ場 番号	地区対策部	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³	排水能力 合計
1	7	西部	新田第1	新田西町4-20	φ400mm	1		23.00	23.0
9	38	西部	三箇第3	三箇1丁目13	φ400mm	2		17.00	34.0
10	41	西部	三箇第6	三箇5丁目5	φ500mm	1		30.00	30.0
19	69	西部	御領	新田境町8	φ400mm	2	自動	21.00	102.0
					φ500mm	2		30.00	
23	81	西部	三箇第8	三箇5丁目6-34	φ500mm	1		30.00	36.4
					φ150mm	2		3.20	
24	82	西部	三箇第9	三箇6丁目23-25	φ400mm	2		16.60	42.6
					φ150mm	2		4.70	
29		西部	南郷排水機場	太子田1丁目	φ600mm	1		40.00	40.0
ポンプ場合計								m ³	308.0

五軒掘川排水機場班

番号	ポンプ場 番号	地区対策部	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³	排水能力 合計
20	76	五軒掘班	五軒掘川	深野北5丁目	φ1200mm	2	自動	198.00	396.0
ポンプ場合計								m ³	396.0

銭屋川排水機場班

番号	ポンプ場 番号	地区対策部	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³	排水能力 合計
26	88	銭屋班	銭屋川	平野屋1丁目4	φ2200mm	2	自動	90.00	250.8
					φ700mm	1		70.80	
ポンプ場合計								m ³	250.8

付表3 ため池一覧表

ため池一覧表

(平成26年3月31日現在)

名 称	所在地	管 理 者	堤高 m	堤長 m	面積 h a	貯水量 m ³	備 考
桜池	大字北条 2380 番地	北条南池水利組合	5.4	44.2	0.62 (0.4)	12,000	
尻池	大字北条 2381 番地	〃	7.3	38.0	0.36 (0.18)	7,500	要水防ため池
南池	大字北条 2382 番地	〃	5.3	28.6	0.22 (0.14)	3,000	
辻の新池	大字北条 2386 番地	〃	10.0	77.0	0.45 (0.38)	15,200	重要な 水防ため池
野崎新池	野崎3丁目 364 番地	奥の池土地改良区	9.2	64.0	0.42 (0.35)	8,800	重要な 水防ため池
寺川新池	大字寺川 745 番地	〃	9.7	33.0	0.40 (0.2)	10,000	重要な 水防ため池
奥の池	大字寺川 828 番地	〃	10.5	53.0	1.37 (1.0)	42,800	要水防ため池
中の池	大字寺川 827 番地	〃	6.0	41.0	0.63 (0.55)	13,200	要水防ため池
口の池	大字寺川 826 番地	〃	5.8	35.7	0.46 (0.2)	5,000	

付表 4 土石流危険溪流一覧表

土石流危険溪流一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
1	I・12-1	淀川	権現川	神社谷	大東市		北条
2	I・12-2	〃	〃		〃		〃
3	I・12-3	〃	〃	城ヶ谷	〃		〃
4	I・12-4	〃	〃	城ヶ谷左支	〃		〃
5	I・12-5	〃	〃	妙見谷	〃		〃
6	I・12-6	〃	〃	妙見谷左支	〃		〃
7	I・12-7	〃	〃	宮ノ谷	〃		〃
8	I・12-8	〃	〃	谷田川右第一支溪	〃		〃
9	I・12-9	〃	〃	谷田川右第二支溪	〃		〃
10	I・12-10	〃	〃	谷田川右第三支溪	〃		〃
11	I・12-11	〃	〃	谷田川右第四支溪	〃		〃
12	I・12-12	〃	〃	谷田川右支	〃		龍間
13	I・12-13	〃	〃	谷田川支川	〃		北条
14	I・12-14	〃	鍋田川		〃		龍間
15	I・12-15	〃	〃		〃		〃
16	I・12-16	〃	権現川		〃		野崎
17	I・12-17	〃	鍋田川	野崎中川右支	〃		〃
18	I・12-18	〃	〃	寺川本川	〃		寺川
19	I・12-19	〃	〃	野崎中川本川	〃		野崎
20	I・12-20	〃	〃	野崎中川左支	〃		寺川
21	I・12-21	〃	〃	寺川右支	〃		〃
22	I・12-22	〃	〃	鍋田川右第四支川	〃		龍間
23	I・12-23	〃	〃	鍋田川右第五支川	〃		〃
24	I・12-24	〃	〃	鍋田川右第六支川	〃		〃
25	I・12-25	〃	〃	鍋田川右第一支川	〃		寺川
26	I・12-26	〃	〃	鍋田川右第二支川	〃		中垣内
27	I・12-27	〃	〃	鍋田川本川	〃		〃
28	I・12-28	〃	〃		〃		龍間
29	I・12-29	〃	〃		〃		〃
30	I・12-30	〃	〃	鍋田川左第四支川	〃		〃
31	I・12-31	〃	〃		〃		中垣内
32	I・12-32	〃	〃		〃		〃
33	I・12-33	〃	〃		〃		龍間
34	I・12-34	〃	恩智川	大川本川	〃		中垣内
35	I・12-35	〃	〃		〃		龍間
36	II・12-1	〃	鍋田川		〃		〃
37	II・12-2	〃	〃		〃		〃
38	II・12-3	〃	〃		〃		〃
39	II・12-4	〃	〃	鍋田川右第三支川	〃		中垣内
40	II・12-5	〃	〃		〃		〃
41	準・12-1	〃	〃		〃		龍間

付表5 急傾斜地崩壊危険区域等一覧表

急傾斜地崩壊危険区域等一覧表

急傾斜地崩壊危険区域

(平成26年3月31日現在)

No.	区域名	所在地	面積 ㎡	(告示番号) 指定年月日	保全人 家戸数	対策工 施工年度
1	北条	大東市北条	19,929	第1031号 S58.8.5	67	S57
2	龍間(4)	大東市龍間	1,390	第415号 H2.3.30	7	H1~3
3	龍間(3)	大東市龍間	11,620	第1615号 H10.10.9	18	H9~12
4	龍間(2)	大東市龍間	9,069	第1349号 H18.6.9	16	H17~19

急傾斜地崩壊危険箇所

No.	区分・番号	箇所	位置	延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (度)	人家戸数 (戸)
1	自斜Ⅰ・216	北条	北条6・7丁目	178	30	70	45
2	自斜Ⅰ・218	野崎2丁目	野崎2丁目	143	25	40	4
3	自斜Ⅰ・219	野崎3丁目	野崎3丁目	181	20	40	51
4	自斜Ⅰ・220	寺川4丁目	寺川4丁目	45	40	40	8
5	自斜Ⅰ・221	寺川5丁目(1)	寺川5丁目	23	17	60	7
6	自斜Ⅰ・222	寺川5丁目(2)	寺川5丁目	240	25	50	47
7	自斜Ⅰ・223	龍間(1)	龍間	150	10	45	12
8	自斜Ⅰ・224	龍間(2)	龍間	200	15	45	12
9	自斜Ⅰ・225	龍間(3)	龍間	345	20	45	13
10	自斜Ⅰ・226	龍間(4)	龍間	330	25	40	13
11	自斜Ⅰ・227	龍間(5)	龍間	70	20	56	7
12	自斜Ⅰ・229	龍間(7)	龍間	145	12	40	7
13	自斜Ⅰ・231	龍間(9)	龍間	180	8	50	9
14	自斜Ⅰ・232	龍間(10)	龍間	100	25	40	6
15	自斜Ⅰ・234	中垣内2丁目	中垣内2丁目	210	14	45	11
16	自斜Ⅰ・644	北条(2)	北条7丁目	50	15	35	9
17	自斜Ⅰ・780	北条(3)	北条5丁目	26	25	40	0
18	自斜Ⅰ・781	北条(4)	北条5丁目	60	8	30	2
19	自斜Ⅰ・782	寺川5丁目(3)	寺川5丁目	105	10	40	8
20	自斜Ⅰ・783	龍間(11)	龍間	163	30	40	10
21	自斜Ⅰ・784	中垣内(2)	中垣内	145	7	50	5
22	自斜Ⅰ・785	龍間(12)	龍間	70	20	45	6
23	人斜Ⅰ・24	北条4丁目	北条4丁目	104	35	45	37
24	人斜Ⅰ・25	寺川4丁目(2)	寺川4丁目	120	20	55	34
25	人斜Ⅰ・97	野崎2丁目(2)	野崎2丁目	80	15	40	11
26	人斜Ⅰ・98	中垣内(3)	中垣内	83	10	50	1
27	自斜Ⅱ・500	北条7丁目	北条7丁目	65	20	45	4
28	自斜Ⅱ・501	龍間(6)	龍間	195	20	45	4
29	自斜Ⅱ・502	龍間(8)	龍間	52	10	60	3
30	自斜Ⅱ・503	中垣内	中垣内	180	30	60	2
31	自斜Ⅱ・504	野崎2丁目(3)	野崎2丁目	54	15	60	2
32	自斜Ⅱ・505	龍間(13)	龍間	27	5	60	1
33	自斜Ⅱ・506	龍間(14)	龍間	32	15	40	1
34	自斜Ⅱ・507	龍間(15)	龍間	35	7	50	2
35	自斜Ⅱ・508	龍間(16)	龍間	28	20	35	1
36	自斜Ⅱ・509	龍間(17)	龍間	38	20	60	1
37	自斜Ⅱ・510	龍間(18)	龍間	53	15	60	2
38	自斜Ⅱ・511	寺川4丁目(3)	寺川4丁目	76	8	45	2
39	自斜Ⅱ・512	寺川5丁目(4)	寺川5丁目	10	20	40	1
40	自斜Ⅱ・513	中垣内(4)	中垣内	35	7	50	3
41	自斜Ⅱ・514	中垣内(5)	中垣内	19	7	50	1
42	自斜Ⅱ・515	龍間(19)	龍間	34	20	35	1

付表6 土砂災害警戒区域一覧表

土砂災害警戒区域一覧表

(平成26年4月11日現在)

区域名	所在地	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		自然現象の種類
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
龍間(20)	大東市龍間	K21800150	H18.3.24	第680号	H18.3.24	第681号	急傾斜地の崩壊
中垣内(6)	大東市中垣内	K21800700	H19.3.28	第634号	H19.3.28	第635号	〃
中垣内(7)	大東市中垣内	K21800710	H19.3.28	第634号	H19.3.28	第635号	〃
龍間(44)	大東市龍間	K21800110	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(45)	大東市龍間	K21800120	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(56)	大東市龍間	K21800170	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(57)	大東市龍間	K21800180	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(29)	大東市龍間	K21800250	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(32)	大東市龍間	K21800260	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(47)	大東市龍間	K21800280	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(52)	大東市龍間	K21800290	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(22)	大東市龍間	K21800310	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(40)	大東市龍間	K21800330	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(26)	大東市龍間	K21800350	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(41)	大東市龍間	K21800360	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
野崎三丁目(4)	大東市野崎三丁目	K21800430	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
北条(11)	大東市北条五丁目	K21800520	H20.8.29	第1535号	-	-	〃
北条(12)	大東市北条五丁目	K21800530	H20.8.29	第1535号	-	-	〃
北条(13)	大東市北条三丁目	K21800540	H20.8.29	第1535号	-	-	〃
龍間(42)	大東市龍間	K21800840	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
中垣内(3)	大東市中垣内	K21800740	H23.3.29	第427号	-	-	〃
中垣内(4)	大東市中垣内	K21800720	H23.3.29	第427号	-	-	〃
中垣内(5)	大東市中垣内	K21800730	H23.3.29	第427号	-	-	〃
中垣内(8)	大東市中垣内	K21800760	H23.3.29	第427号	-	-	〃
中垣内二丁目	大東市中垣内二丁目	K21800750	H23.3.29	第427号	-	-	〃
北条(6)	大東市北条	K21800630	H23.3.29	第427号	-	-	〃
北条(10)	大東市北条	K21800640	H23.3.29	第427号	-	-	〃
北条(8)	大東市北条六丁目	K21800620	H23.3.29	第427号	-	-	〃
北条(2)	大東市北条七丁目	K21800610	H23.3.29	第427号	-	-	〃
寺川四丁目(2)	大東市寺川四丁目	K21800950	H23.3.29	第427号	-	-	〃
寺川五丁目(2)	大東市寺川五丁目	K21800890	H23.3.29	第427号	-	-	〃
寺川五丁目(3)	大東市寺川五丁目	K21800940	H23.3.29	第427号	-	-	〃
寺川五丁目(4)	大東市寺川五丁目	K21800930	H23.3.29	第427号	-	-	〃
野崎二丁目	大東市野崎二丁目	K21800400	H23.3.29	第427号	-	-	〃
野崎二丁目(2)	大東市野崎二丁目	K21800490	H23.3.29	第427号	-	-	〃
野崎二丁目(3)	大東市野崎二丁目	K21800410	H23.3.29	第427号	-	-	急傾斜地の崩壊
野崎三丁目	大東市野崎三丁目	K21800420	H23.3.29	第427号	-	-	〃
野崎三丁目(2)	大東市野崎三丁目	K21800450	H23.3.29	第427号	-	-	〃
龍間(23)	大東市龍間	K21800850	H23.3.29	第427号	H23.3.29	第428号	〃
龍間(27)	大東市龍間	K21800690	H23.3.29	第427号	H23.3.29	第428号	〃
龍間(28)	大東市龍間	K21800800	H23.3.29	第427号	H23.3.29	第428号	〃
龍間(54)	大東市龍間	K21800300	H23.3.29	第427号	H23.3.29	第428号	〃
北条-1	大東市北条六丁目	K21800601	H23.10.7	第1457号	H23.10.7	第1458号	〃

区域名	所在地	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		自然現象の種類
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
北条-2	大東市北条六丁目	K21800602	H23.10.7	第1457号	H23.10.7	第1458号	〃
北条-3	大東市北条七丁目	K21800603	H23.10.7	第1457号	H23.10.7	第1458号	〃
龍間(17)	大東市龍間	K21800390	H25.4.1	第856号	H25.4.1	第857号	〃
龍間(18)	大東市龍間	K21800510	H25.4.1	第856号	H25.4.1	第857号	〃
龍間(16)	大東市龍間	K21800650	H25.4.1	第856号	H25.4.1	第857号	〃
龍間(51)	大東市龍間	K21800660	H25.4.1	第856号	H25.4.1	第857号	〃
龍間(34)	大東市龍間	K21800670	H25.4.1	第856号	H25.4.1	第857号	〃
龍間(2)	大東市龍間	K21800970	H25.4.1	第856号	H25.4.1	第857号	〃
龍間(3)	大東市龍間	K21800980	H25.4.1	第856号	H25.4.1	第857号	〃
鍋田川左 2	大東市龍間	D21810280	H25.4.1	第856号	-	-	土石流
鍋田川左 4	大東市龍間	D21820020	H25.4.1	第856号	H25.4.1	第857号	〃
鍋田川左 3	大東市龍間	D21820030	H25.4.1	第856号	H25.4.1	第857号	〃
鍋田川左 1(1)	大東市龍間	D21830011	H25.4.1	第856号	H25.4.1	第857号	〃
神社谷左 1 (神社谷)	大東市北条 四条驛市南野	D21810010	H25.8.20	第1560号	-	-	〃
城ヶ谷(城ヶ谷)	大東市北条 四条驛市南野	D21810030	H25.8.20	第1560号	-	-	〃
大川本川左 1 (支流)	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	D22700020	H25.12.26	第2255号	H25.12.26	第2256号	〃
車谷(2)-1	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700251	H25.12.26	第2255号	H25.12.26	第2256号	急傾斜地の崩壊
車谷(2)-3	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700253	H25.12.26	第2255号	H25.12.26	第2256号	〃
車谷(2)-4	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700254	H25.12.26	第2255号	H25.12.26	第2256号	〃
車谷(2)-2	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700252	H25.12.26	第2255号	H25.12.26	第2256号	〃
車谷(2)-5	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700255	H25.12.26	第2255号	H25.12.26	第2256号	〃
車谷(2)-6	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700256	H25.12.26	第2255号	H25.12.26	第2256号	〃
車谷(2)-7	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700257	H25.12.26	第2255号	H25.12.26	第2256号	〃
寺川 5 丁目 (3)	大東市寺川 5 丁目	K21800940	H26.4.11	第575号	H26.4.11	第577号	〃
中垣内 2 丁目	大東市中垣内 2 丁目	K21800750	H26.4.11	第 575 号	H26.4.11	第 577 号	〃
北条 (3)	大東市北条 5 丁目	K21800560	H26.4.11	第 575 号	H26.4.11	第 577 号	〃
龍間 (10-1)	大東市龍間	K21800050	H26.4.11	第 575 号	H26.4.11	第 577 号	〃
龍間 (50)	大東市龍間	K21800160	H26.4.11	第 575 号	H26.4.11	第 577 号	〃
野崎中川右支	大東市野崎	D21810170	H26.4.11	第 575 号	H26.4.11	第 577 号	土石流
鍋田川右第一支川	寺川 5 丁目	D21810250	H26.4.11	第 575 号	H26.4.11	第 577 号	〃
鍋田川左 1 右一	中垣内	D21810310	H26.4.11	第 575 号	H26.4.11	第 577 号	〃
鍋田川左 1 右三	龍間	D21810330	H26.4.11	第 575 号	H26.4.11	第 577 号	〃
鍋田川右 1 左一	中垣内	D21820050	H26.4.11	第 575 号	H26.4.11	第 577 号	〃

付表 7 災害危険区域一覧表

災害危険区域一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区域名	所在地	種別	指定年月日	面積 (ha)	保全人家 戸数	都市計画区域
北条	大東市北条	1種	S58.8.5 (第1031号)	1.99	67	調整区域
龍間(4)	大東市龍間	1種	H2.3.30 (第415号)	1.4	7	調整区域
龍間(3)	大東市龍間	1種	H.10.10.9 (第1615号)	1.16	18	調整区域
龍間(2)	大東市龍間	1種	H18.6.9 (第1349号)	9.06	16	調整区域

付表 8 山地災害危険地区一覧表

山地災害危険地区一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

◎山腹崩壊危険地区

◎崩壊土砂流出危険地区

No.	危険地区 番 号	所 在 地			No.	危険地区 番 号	所 在 地		
		市町村名	大 字	字			市町村名	大 字	字
1	山 1 1 - 1	大東市	北条 (1)		1	崩 1 1 - 1	大東市	野崎 3 丁目	
2	山 1 1 - 2	〃	北条 (2)		2	崩 1 1 - 2	〃	寺川 5 丁目 (1)	
3	山 1 1 - 3	〃	北条、野崎		3	崩 1 1 - 3	〃	寺川 5 丁目 (2)	
4	山 1 1 - 4	〃	野崎、北条		4	崩 1 1 - 4	〃	中垣内 2 丁目	
5	山 1 1 - 5	〃	龍間 (1)						
6	山 1 1 - 6	〃	龍間 (2)						
7	山 1 1 - 7	〃	中垣内						
8	山 1 1 - 8	〃	龍間 (3)						
9	山 1 1 - 9	〃	中垣内、龍間						
10	山 1 1 - 10	〃	北条 (3)						
11	山 1 1 - 11	〃	北条 (4)						
12	山 1 1 - 12	〃	野崎、北条						

付表 9 大東市防災行政無線通信統制運用表

大東市MC A無線個別番号一覧

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

名称	無線機種別	個別番号	名称	無線機種別	個別番号
指令局 (統制局)	指令局	001	予備 8	携帯局	171
危機管理執務室	半固定局	002	予備 9	携帯局	172
北部地区対策班 1	携帯局	100	予備 1 0	携帯局	173
北部地区対策班 2	携帯局	101	予備 1 1	携帯局	174
北部地区対策班 3	携帯局	102	予備 1 2	携帯局	175
東部地区対策班 1	携帯局	110	予備 1 3	携帯局	176
東部地区対策班 2	携帯局	111	災害対策本部モニター用	携帯局	180
東部地区対策班 3	携帯局	112	教育対策部モニター用	携帯局	181
南部地区対策班 1	携帯局	120	応急対策部モニター用	携帯局	182
南部地区対策班 2	携帯局	121	住道新橋班 1	携帯局	190
南部地区対策班 3	携帯局	122	住道新橋班 2	携帯局	191
西部地区対策班 1	携帯局	130	住道新橋班 3	携帯局	192
西部地区対策班 2	携帯局	131	住道新橋班 4	携帯局	193
西部地区対策班 3	携帯局	132	住道新橋班 5	携帯局	194
現地指導班 1	携帯局	140	大東四條堰消防組合	半固定局	300
現地指導班 2	携帯局	141	水道対策部	半固定局	301
現地指導班 3	携帯局	142	大東・四條堰医師会	半固定局	302
統括班	携帯局	150	五軒堀ポンプ場班	半固定局	303
広報班 1	携帯局	151	銭屋川ポンプ場班	半固定局	304
広報班 2	携帯局	152	北部地区対策班	半固定局	305
輸送班 1	携帯局	153	東部地区対策班	半固定局	306
輸送班 2	携帯局	154	南部地区対策班	半固定局	307
輸送班 3	携帯局	155	西部地区対策班	半固定局	308
物資調達班	携帯局	156	四條堰警察	半固定局	310
避難所班 1	携帯局	157	阪奈ガス	半固定局	311
避難所班 2	携帯局	158	J R 住道駅	半固定局	312
避難所班 3	携帯局	159	大阪ガス	半固定局	314
避難所班 4	携帯局	160	市民会館 (防災拠点)	半固定局	320
避難所班 5	携帯局	161	市民体育館 (防災拠点)	半固定局	321
救護班	携帯局	162	保健医療福祉センター (保健福祉対策部)	半固定局	322
福祉対策班	携帯局	163	総合文化センター (教育対策部)	半固定局	323
予備 1	携帯局	164	北条山之手区民館	半固定局	330
予備 2	携帯局	165	中垣内公民館	半固定局	331
予備 3	携帯局	166	龍間公会堂	半固定局	332
予備 4	携帯局	167	寺川公民館	半固定局	333
予備 5	携帯局	168	野崎第一公民館	半固定局	334
予備 6	携帯局	169	防災パトロール車	車載	500
予備 7	携帯局	170			

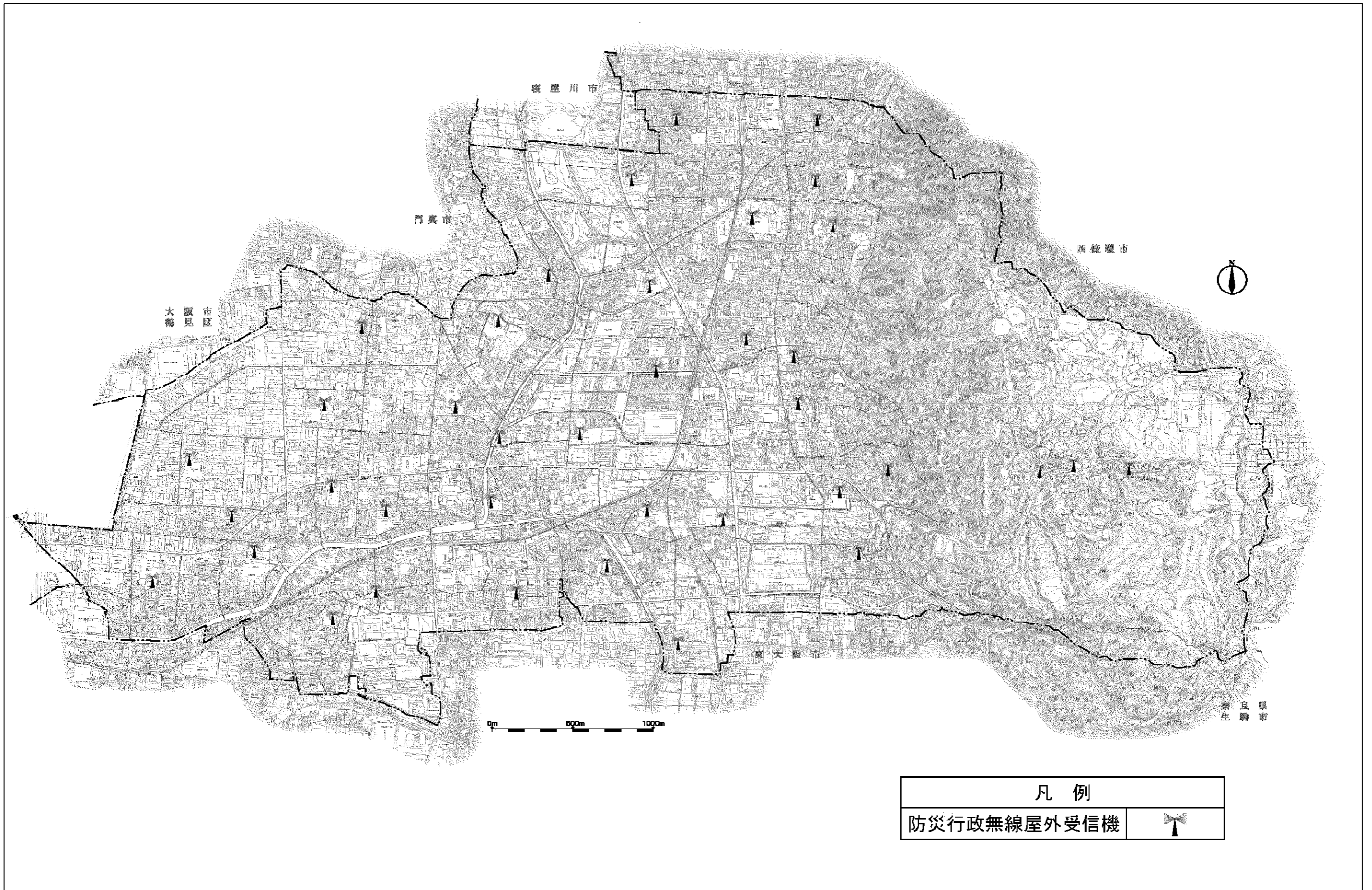
付表 10 防災行政無線同報系屋外受信機設置場所一覧表

防災行政無線同報系屋外受信機設置場所一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

整理番号	設置場所	所在地
親局	大東市役所	谷川一丁目 1 番 1 号
1	四条中学校	寺川二丁目 7 番 1 号
2	北条中学校	北条二丁目 1 9 番 3 0 号
3	泉小学校	泉町一丁目 3 番 1 号
4	三箇小学校	三箇一丁目 2 3 番 1 号
5	住道北小学校	浜町 2 番 1 2 号
6	水道局	灰塚四丁目 1 番 1 号
7	新田公園	新田本町 1 7 番
8	北条小学校	北条六丁目 1 1 番 1 号
9	四条北小学校	西楠の里町 1 4 番 1 号
10	龍間 (市道龍間第 5 号線)	大字龍間地内
11	北条人権文化センター	北条三丁目 1 0 番 5 号
12	野崎人権文化センター	野崎一丁目 2 4 番 1 号
13	中垣内第一児童遊園	中垣内二丁目 3 番
14	南郷小学校	太子田一丁目 1 2 番 3 8 号
15	中垣内浜第一児童遊園	平野屋 1 丁目 1 0 番
16	水道局東部配水場	野崎三丁目 1 番 2 0 号
17	南新田公園	南新田一丁目 8 番
18	諸福中学校	諸福五丁目 1 1 番 1 号
19	大東四條曙消防組合大東消防署	新町 1 3 番 3 5 号
20	氷野小学校	大東町 9 番 1 号
21	深野中学校	深野北一丁目 1 5 番 1 号
22	谷川中学校	谷川二丁目 6 番 1 号
23	三箇第二公園	三箇四丁目 6 番
24	御領第一児童遊園	御領三丁目 3 番
25	灰塚公園	灰塚五丁目 1 0 番
26	御供田公園	御供田二丁目 2 0 番
27	南郷中学校	赤井三丁目 1 5 番 3 号
28	楠の里児童遊園	中楠の里町 6 番
29	南郷公園	氷野四丁目 4 番
30	緑が丘児童遊園	緑が丘一丁目 2 0 番
31	諸福小学校	諸福一丁目 2 番 2 号
32	新田中央公園	新田中町 6 番
33	来ぶらり四条	野崎三丁目 6 番 1 号
34	龍間自治区敷地内	龍間 7 8 1 番地
35	龍間	龍間 1 5 4 8 番地
36	寺川大谷神社境内	寺川五丁目 1 7 番
37	北条笠神公園	北条五丁目 7 番

付図1 防災行政無線同報系屋外受信機設置場所位置図



付表 11 自主防災組織等一覧表

自主防災組織等一覧表

(平成 26 年 12 月 1 日現在)

種 類	名 称	結 成 年 月 日
自主防災組織 計 46 組織	津の辺区自主防災会	平成13年11月 (2001年)
	灰塚南自主防災会	平成13年11月 (2001年)
	北条第三山之手区自主防災会	平成13年11月 (2001年)
	龍間自主防災会	平成14年 4月 (2002年)
	寺川自主防災会	平成14年 4月 (2002年)
	野崎第一自主防災会	平成14年 4月 (2002年)
	中垣内自主防災会	平成16年 2月 (2004年)
	北条第一自主防災会	平成16年 3月 (2004年)
	北条第二自主防災会	平成16年 3月 (2004年)
	末広区自主防災会	平成17年 4月 (2005年)
	南郷町自主防災会	平成17年 4月 (2005年)
	灰塚自主防災会	平成17年 6月 (2005年)
	大野自主防災会	平成17年11月 (2005年)
	深野四区自主防災会	平成17年12月 (2005年)
	北楠の里自主防災会	平成18年 3月 (2006年)
	住道新町自主防災会	平成18年 5月 (2006年)
	中楠の里自主防災会	平成18年 6月 (2006年)
	北灰塚自主防災会	平成18年 7月 (2006年)
	泉町自主防災会	平成18年 9月 (2006年)
	新田自主防災会	平成18年12月 (2006年)
	住道北部自治振興会自主防災会	平成18年12月 (2006年)
	赤井区自主防災会	平成19年10月 (2007年)
	氷野区自主防災会	平成19年10月 (2007年)
	御領自主防災会	平成19年10月 (2007年)
	太子田自主防災会	平成19年12月 (2007年)
	御供田南地区自主防災会	平成20年 4月 (2008年)
	御供田中地区自主防災会	平成20年 4月 (2008年)
	御供田北地区自主防災会	平成20年 4月 (2008年)
	深野北地区自主防災会	平成20年 6月 (2008年)
	西諸福地区自主防災会	平成20年 8月 (2008年)
	深野五丁目自主防災会	平成20年 9月 (2008年)
	平野屋区自主防災会	平成21年 4月 (2009年)
	栄和町自主防災会	平成21年 5月 (2009年)
	東諸福地区自主防災会	平成21年 5月 (2009年)
	川中新町地区自主防災会	平成22年 4月 (2010年)
	緑が丘地区自主防災会	平成22年 5月 (2010年)
	三箇地区自主防災会	平成22年10月 (2010年)
	南楠の里西楠の里自主防災会	平成22年11月 (2010年)
	谷川自治区自主防災会	平成24年 5月 (2012年)
	錦町自主防災会	平成24年 5月 (2012年)
	北新町自主防災会	平成24年 5月 (2012年)
	川中区自主防災会	平成24年 7月 (2012年)
	朋来2丁目自治区自主防災会	平成24年 7月 (2012年)
	深野中地区自主防災会	平成24年11月 (2012年)
	野崎第二地区自主防災会	平成25年 2月 (2013年)
	住道南部自主防災会	平成25年 6月 (2013年)
明美の里町自主防災会	平成26年7月 (2014年)	

種 類	名 称	結 成 年 月 日
女性防火クラブ 計 14 組織	末広女性防火クラブ	昭和43年11月 (1968年)
	南郷女性防火クラブ	昭和53年11月 (1978年)
	灰塚女性防火クラブ	昭和53年12月 (1978年)
	山之手女性防火クラブ	昭和55年 4月 (1980年)
	大野女性防火クラブ	昭和57年 9月 (1982年)
	南灰塚女性防火クラブ	昭和58年 3月 (1983年)
	深四女性防火クラブ	昭和59年 6月 (1984年)
	龍間女性防火クラブ	昭和59年12月 (1984年)
	北灰塚女性防火クラブ	平成 7年 6月 (1995年)
	朋来女性防火クラブ	平成13年10月 (2001年)
	三箇女性防火クラブ	平成18年 4月 (2006年)
	東諸福女性防火クラブ	平成20年 6月 (2008年)
	栄和町女性防火クラブ	平成21年 6月 (2009年)
	新田女性防火クラブ	平成22年 7月 (2010年)
	連絡協議会	昭和55年 4月 (1980年)
少年消防クラブ		昭和 55 年 7 月 (1980 年)
少年婦人防火委員会		昭和 55 年 8 月 (1980 年)

付表 12 災害時応援協定締結状況一覧表

災害時応援協定締結状況一覧表

(平成 26 年 9 月 9 日現在)

	防災協定等の名称	協定の内容	協定先	締結日
1	大東市地域防災相互通信無線局運用協定書	防災関連機関との無線通信	四條畷警察署、大阪ガス(株) 東部導管事業所、枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所、阪奈瓦斯(株)	昭和 61 年 6 月 1 日
2	災害相互応援協定書	北河内 7 市における広域的な相互応援	北河内 7 市	平成 8 年 3 月 28 日
3	自然災害時における避難施設の指定についての同意書	自治区公民館等 11 施設を指定避難所とする同意書	中垣内区長	平成 18 年 12 月 7 日
			東諸福区長、御供田北・中区長	平成 18 年 12 月 8 日
			北条第一区長	平成 18 年 12 月 12 日
			龍間区長、三箇区長、氷野区長、泉町区長、赤井区長、新田区長	平成 18 年 12 月 20 日
			大野区長	平成 19 年 1 月 9 日
		総合福祉センターを指定避難所とする同意書	大東市社会福祉協議会長	平成 18 年 12 月 13 日
		大東市立市民会館を指定避難所とする同意書	大東市立市民会館長	
		大東市内学校法人 3 校を指定避難所とする同意書	学校法人 天満学園	平成 18 年 12 月 18 日
学校法人 大阪産業大学、学校法人 四條畷学園	平成 18 年 12 月 20 日			
大東市立小中学校全校を指定避難所とする同意書		大東市教育委員会		
4	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	自販機飲料商品の供給	近畿コカ・コーラボトリング(株)	平成 19 年 8 月 1 日
5	災害相互協力覚書	災害時における郵便事業の対応	郵便事業(株)大東支店	平成 20 年 4 月 1 日
6	災害時における LP ガス等の供給協力に関する協定書	避難所への LP ガス等の安定供給	大阪府エルピーガス協会北東支部	平成 20 年 6 月 18 日
7	非常時における飲料供給に関する覚書	自販機飲料商品の供給	イーdrink大阪	平成 20 年 7 月 21 日

	防災協定等の名称	協定の内容	協定先	締結日
8	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	災害時活動拠点への重油・灯油の供給協力	川本産業(株)	平成22年 5月13日
9	災害時における物資の供給協力に関する協定書	救助活動及び災害復旧業務に対する燃料の優先供給	藤本産業(株)	平成23年 11月5日
10	地域防災計画に係る避難施設の指定の同意及び鍵の保管の覚書同意書	府立高校避難施設の同意と鍵の保管について	府立野崎高校 府立緑風冠高校	平成24年 1月6日
11	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定書	災害遺体の処理全般に関する協力体制の確保	大阪葬祭事業協同組合、(有)駕泉、冠葬社、西蓮社、(株)日本セレモニー、(株)ティア、(有)藪内、(株)明倫社	平成25年 3月11日
12	災害時等の緊急放送における協定	緊急事態発生時の市民に対する情報伝達	(株)ジェイコムウエスト	平成25年 6月1日
13	災害に係る情報発信等に関する協定	大東市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、ネット媒体を活用した迅速な情報提供に関する協定書	ヤフー株式会社	平成26年 2月25日
14	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運用に関する協定	大阪府防災行政無線の整備及び管理運用に関すること	大阪府知事	平成26年 4月1日
15	大東市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	大規模災害発生時の迅速な医療救護活動を実施するための協定書	一般社団法人 大東・四條畷医師会	平成26年 4月1日
16	大東市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	大規模災害発生時の迅速な医療救護活動を実施するための協定書	一般社団法人 大東・四條畷歯科医師会	平成26年 4月1日
17	大東市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	大規模災害発生時の迅速な医療救護活動を実施するための協定書	北河内薬剤師会	平成26年 4月1日
18	大規模災害時における相互応援に関する協定書	大規模災害発生時、職員の派遣や物資・資機材の提供、被災者の受け入れなどを実施するための協定書	四條畷市・生駒市 (3市協定)	平成26年 5月9日
19	災害時等の応援に関する申し合わせ	大規模災害発生時の情報の収集・提供、近畿地方整備局等職員の派遣、専門家の派遣、車両、災害対策用機械等の貸付けなど	国土交通省近畿地方整備局長	平成26年 9月9日

付表 13 災害時要援護者等施設一覧

災害時要援護者等施設一覧

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

	区分	施設名称	電話番号	住所	淀川	寝屋川 ・恩智川 (八尾降雨 想定)	寝屋川 ・恩智川 (東海豪雨 想定)
市立	保育所	南郷保育所	872-7327	太子田3丁目 1-20	○	○	○
市立	保育所	野崎保育所	876-5630	野崎1丁目 6-35			○
市立	保育所	北条保育所	876-5237	北条3丁目 9-18			○
私立	保育所	寺川保育園	871-2494	寺川5丁目 5-14			
私立	保育所	津の辺保育園	876-8327	南津の辺町 2-32			○
私立	保育所	住道一粒保育園	872-0593	深野4丁目 3-4			○
私立	保育所	住道学園	873-1141	三住町 16-6		○	○
私立	保育所	あすなる保育園	873-2241	扇町 9-8	○	○	○
私立	保育所	聖心保育園	874-2371	太子田2丁目 14-15	○	○	○
私立	保育所	大東若竹保育園	874-2930	深野5丁目 7-27			○
私立	保育所	第二聖心保育園	874-0981	寺川1丁目 20-1			○
私立	保育所	大東わかば保育園	878-4121	北条1丁目 21-36			○
私立	保育所	泉保育園	873-9638	泉町1丁目 3-2		○	○
私立	保育所	大東みのり保育園	879-2777	津の辺町 4-11			○
私立	保育所	氷野保育園	871-7321	大東町 10-15	○	○	○
私立	保育所	大東つくし保育園	873-9817	諸福6丁目 3-33	○	○	○
私立	保育所	灰塚保育園	871-5422	灰塚5丁目 2-33	○	○	○
私立	保育所	江ノ口保育園	874-5640	三箇4丁目 16-16	○		○
私立	保育所	四条保育園	879-4158	北条1丁目 8-48			○
私立	保育所	新町保育園	874-2881	川中新町 9-1		○	○
私立	保育所	上三箇保育園	872-4296	三箇1丁目 13-13	○		○
私立	保育所	新田保育園	870-6680	新田中町 4-9	○	○	○
公立	老人福祉センター	総合福祉センター	872-2222	新町 13-13		○	○
公立	老人福祉センター	諸福老人福祉センター	871-2771	諸福1丁目 12-12	○	○	○
公立	知的障害児通園施設	子ども発達支援センター	871-0948	泉町1丁目 3-3		○	○
公立	肢体不自由児通園施設	子ども発達支援センター	871-0948	泉町1丁目 3-3		○	○
公立	在宅障害者デイサービス施設	北条老人憩の家	878-4651	北条3丁目 15-15			
公立	在宅障害者デイサービス施設	野崎老人憩の家	879-6076	野崎1丁目 8-28			○
公立	在宅障害者デイサービス施設	南郷子育て支援センター	872-0013	太子田1丁目 12-37	○	○	○
公立	在宅障害者デイサービス施設	四条子育て支援センター	876-7510	野崎1丁目 6-35			○
私立	軽費老人ホーム	あいの里龍間	869-0788	大字龍間 673-3			
私立	軽費老人ホーム	ホーリーハート大東	874-8593	赤井3丁目 5-11	○	○	○
私立	在宅介護支援センター	和光苑	877-8800	野崎3丁目 12-1			
私立	在宅介護支援センター	竜間之郷	869-3097	龍間 1595-7			
私立	在宅介護支援センター	あいの里竜間	869-0668	龍間 673-3			
私立	在宅介護支援センター	ホーリーハート大東	874-8593	赤井3丁目 5-11	○	○	○

私立	在宅介護支援センター	阪奈苑	873-7373	寺川1丁目 1-1			○
私立	在宅介護支援センター	暮らしいきいき館	875-8046	御領1丁目 12-1	○	○	○
私立	在宅介護支援センター	みどりの里	803-2941	北条6丁目 2230-2			
私立	在宅介護支援センター	竜間之郷朋来	869-2600	灰塚4丁目 4-3	○	○	○
私立	障害者通所施設	青い鳥工房	871-4653	三箇6丁目 16-20	○	○	○
私立	障害者通所施設	グローリーワーク大東	862-0417	津の辺町 18-4			
私立	障害者通所施設	コスモス御領	871-0265	御領3丁目 16-15	○	○	○
私立	障害者通所施設	コスモス住道	870-7410	住道1丁目 1-9		○	○
私立	障害者通所施設	コスモス大野	873-0045	大野1丁目 18-31	○	○	○
私立	障害者通所施設	支援センターさくら	871-0030	末広町 15-6	○	○	○
私立	障害者通所施設	四条作業所	875-3599	寺川3丁目 4-9			○
私立	障害者通所施設	津の辺	878-1118	南津の辺町 1-43			○
私立	障害者通所施設	てんとう虫	878-5517	野崎1丁目 22-1			○
私立	障害者通所施設	ワークボックス大東	871-0999	曙町 2-6		○	○
私立	障害者通所施設	チュールリップハウス	874-9753	三住町 2-1		○	○
私立	障害者通所施設	のんびりハウス	876-2850	北条1丁目 15-7			○
私立	障害者通所施設	ハートフル大東	889-1025	太子田1丁目 12-31	○	○	○
私立	障害者通所施設	ハートフル北条	879-6101	北条4丁目 12-26			○
私立	障害者通所施設	マハロ	803-8763	三箇6丁目 5-5	○		○
私立	障害者通所施設	大阪アグリバイオ株	869-1480	龍間 943-1			
私立	障害者通所施設	太閤ファーム株	869-1480	龍間 308-20			
私立	障害者通所施設	みどりの里	803-2946	北条6丁目 2230-2			
私立	障害者通所施設	生駒の生水作業所	863-2941	北条6丁目 2230-2			
私立	障害者通所施設	いちばん星	877-1055	野崎1丁目 1-22			○
私立	障害者通所施設	旬裁	813-3581	新田本町 4-3	○	○	○
私立	障害者通所施設	ワークスペースきずな	875-5150	三箇3丁目 6-4	○		○
私立	障害者通所施設	フットプロダクツ	876-1310	北条7丁目 1-1			○
私立	障害者通所施設	ライフアート四條畷	877-1690	北条3丁目 3-24			○
私立	地域活動支援センター	あーす	874-9900	三住町 2-1		○	○
私立	地域活動支援センター	障害者生活支援センター	806-1331	三住町 2-7		○	○
私立	宿泊型自立訓練施設	大東通勤寮	869-3322	末広町 15-6	○	○	○
私立	有料老人ホーム	アミーユ大東深野	803-5521	深野北1丁目 15-6			○
私立	有料老人ホーム	アミーユ住道	806-2981	御領1丁目 7-22	○	○	○
私立	有料老人ホーム	シニアホーム飯盛	878-8228	北条7丁目 4-1			○
私立	有料老人ホーム	レザミ住道	806-0307	赤井2丁目 19-5	○		○
私立	有料老人ホーム	スーパーコート大東	873-4850	扇町 13-1	○	○	○
私立	有料老人ホーム	ツクイ・サンシャイン大東	863-0880	南津の辺町 18-11			○
私立	特別養護老人ホーム	みどりの里	803-2941	北条6丁目 2230-2			
私立	特別養護老人ホーム	あいの里竜間	869-0668	龍間 673-3			
私立	特別養護老人ホーム	生駒園	869-0300	龍間 1304-4			
私立	特別養護老人ホーム	和光苑	877-8800	野崎3丁目 12-1			

私立	特別養護老人ホーム	南郷の里	873-0031	氷野2丁目 1-13	○	○	○
私立	介護老人保健施設	竜間之里	869-3097	龍間 1597-7			
私立	介護老人保健施設	阪奈苑	875-0001	寺川1丁目 1-1			○
私立	指定介護療養型医療施設	阪奈病院	874-1111	寺川1丁目 1-31			○
私立	指定介護療養型医療施設	わかくさ竜間リハビリテーション病院	869-0116	大字龍間 1580			
私立	グループホーム	奏音	870-0316	御領1丁目 10-18	○	○	○
私立	グループホーム	北条グループホーム	878-8228	北条7丁目 4-1			○
私立	グループホーム	花水木	869-3710	寺川5丁目 19-18			○

付表 14 医療機関一覧表

医療機関一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

番号	医療機関名	所在地	電話番号
1	あいの里童間診療所	龍間 673-3	869-0788
2	安倉医院	浜町 12-16	872-2824
3	医) 浅田クリニック	赤井一丁目 3-23 シャンテ三船Ⅲ1 階	806-8080
4	荒川眼科	赤井一丁目 3-14	874-7577
5	荒矢診療所	御供田五丁目 6-23	875-3220
6	医) 石川クリニック	寺川五丁目 2-1	872-1868
7	いそのかみ皮フ科	赤井一丁目 5 ラプラス 2 階	889-6712
8	医) 井上眼科	氷野一丁目 8-26	806-7566
9	医) 井上産婦人科クリニック	氷野一丁目 8-26	872-3511
10	井上内科医院	氷野一丁目 11-23	872-1612
11	医) 上川耳鼻咽喉科	錦町 10-3	876-0672
12	医) 三住医院	三住町 4-13	872-0588
13	医) 榎本整形外科	扇町 5-14	874-1573
14	榎本クリニック	栄和町 3-3	871-1787
15	大東医院	諸福三丁目 6-10	872-0123
16	岡崎医院	御供田四丁目 1-5	871-6316
17	医) かとう耳鼻咽喉科	野崎一丁目 3-8	803-3387
18	川端医院	泉町二丁目 10-45	871-0055
19	木田外科	新田東本町 9-22	875-1223
20	協立診療所	三箇一丁目 3-8	874-2138
21	黒岡クリニック	浜町 9-10 住道駅前ビル 4 階 401 号	806-3131
22	医) 恵和会内科・循環器科	末広町 7-7 東邦ビル 2 階	889-1122
23	小林眼科	野崎一丁目 6-26	863-3800
24	小林小児科内科クリニック	赤井二丁目 2-21	870-7800
25	こにし小児科クリニック	末広町 7-7 東邦ビル 4 階	873-0081
26	医) 小林医院	赤井二丁目 2-20	872-0268
27	医) 桜本外科・胃腸内科	北条二丁目 9-18	877-7788
28	澤田医院	赤井二丁目 12-12	870-3511
29	医) 渋谷医院	北楠の里町 24-27 デュアル四條驛 1 階	879-0148
30	医) 白築医院	新田本町 10-3	872-1680
31	白川眼科	末広町 7-7 東邦ビル 5 階	870-1131
32	医) 仁泉会病院 ※	諸福八丁目 2-22	875-0100
33	助永医院	学園町 5-30	876-0077
34	医) 住道クリニック	赤井一丁目 13-1 住道 1 番館 1 階	872-9555
35	高瀬医院	南津の辺町 10-7	876-1487
36	医) たかばたけウイメンズクリニック	扇町 4-18	873-6671

番号	医療機関名	所在地	電話番号
37	高橋皮膚科	住道二丁目 7-16 森本ビル3階	873-4330
38	医) たかやま耳鼻咽喉科	末広町 12-11 メゾン・ショコラ 101	889-1787
39	医) 田川くすの木クリニック	諸福六丁目 3-20	889-5000
40	医) 竹本クリニック	中垣内一丁目 3-6	872-0230
41	大東市立こども診療所	幸町 8-1	873-8686
42	医) 大東中央病院 ※	大野二丁目 1-11	870-0200
43	医) 野崎徳洲会クリニック	深野三丁目 1-1	874-1130
44	医) 野崎徳洲会病院 ※	谷川二丁目 10-50	874-1641
45	長嶋整形外科	新田東本町 1-27	870-3733
46	西村医院	氷野一丁目 2-8	872-0027
47	松下診療所	灰塚四丁目 7-41	873-8609
48	医) 橋本医院	野崎二丁目 1-1	878-4411
49	橋本眼科	野崎一丁目 3-4 野崎クリニックビル2階	879-3900
50	医) 阪奈病院	寺川一丁目 1-31	874-1111
51	医) 彭 医院	南津の辺町 1-10	878-5533
52	前田医院	南楠の里町 9-15	876-1017
53	医) 前野整形外科クリニック	住道二丁目 7-15 森本ビル2階	875-3670
54	松為医院	北楠の里町 25-13	876-1363
55	田野眼科クリニック	曙町 5-5	872-4100
56	水谷・本田診療所	太子田二丁目 6-12	872-5753
57	医) 水野医院	新町 8-9	872-0328
58	医) 南医院	中楠の里町 15-13	876-0471
59	医) 村田内科医院	住道二丁目 2番 大東パルク2号館1階	873-5681
60	森クリニック	赤井一丁目 15-33 ダイトビル2 1階	869-6776
61	耳鼻咽喉科森本医院	住道二丁目 7-15	872-3387
62	医) 矢野眼科	赤井一丁目 4-3 ポップタウン住道 パーク3階	874-3115
63	やまぐちクリニック	浜町 2-8	889-7780
64	医) とよかわ整形外科クリニック	北条二丁目 18-16	879-3885
65	医) わかくさ竜間リハビリテーション病院	龍間 1580	869-0116
66	医) 若杉耳鼻咽喉科	赤井一丁目 4-3 ポップタウン住道 パーク3階	873-4133
67	水野クリニック	扇町 14-17	806-0101

注) ※は、災害医療協力病院を示す。

付表 15 防災拠点一覧表

防災拠点一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区 分	名 称	所 在 地
防災中枢施設	市役所	谷川一丁目 1-1
	大東四條畷消防組合 大東消防署	新町 13-35
備蓄拠点	市備蓄倉庫 (JR 高架下)	御供田二丁目 488-5・409
	市備蓄倉庫 (大東中央公園内)	深町一丁目、緑が丘一丁目
物資輸送拠点	市立市民体育館	寺川一丁目
応援部隊の受け入れ及び活動拠点	北条公園	北条二丁目
	大東公園	谷川二丁目
	中垣内浜公園 (整備予定)	中垣内四丁目
	御供田公園	御供田二丁目
	東諸福公園	諸福一丁目
	新田中央公園	新田中町
	南郷公園	氷野四丁目
	末広公園	末広町、新町
	大東中央公園	深野一丁目、緑が丘一丁目

付表 16 緊急交通路一覧表

緊急交通路一覧表

◎広域緊急交通路

道路区分	路線名称	区 間
自動車専用道路	近畿自動車道	全線
一般道路	国道 170 号 * 大阪生駒線 * 大阪中央環状線	八丁畷（高槻市）～上瓦屋（泉佐野市） 奈良県境（四條畷市）～蒲生 4 中垣内～諸福 3 丁目 新開橋付近（R171 池田市）～北丸保園付近（R310 堺市）

*：重要 14 路線に選定されている主要路線

◎地域緊急交通路

道路区分	路 線 名 称
府 道	①枚方富田林泉佐野線 ⑥中垣内南田原線 ②大東四條畷線 ③深野南寺方大阪線 ④鴻池新田停車場線 ⑤八尾枚方線
市 道	1. 諸福中垣内線 16. 新田 2 号線 31. 大東高校西側線 (旧 R170～八尾枚方線) 2. 野崎 10 号線 17. 太子田萱島線 32. 野崎駅前線 3. 北条 12 号線 18. 氷野太子田線 33. 片町線附属街路北側 2 号線 4. 西の辻法導寺線 19. 氷野 1 号線 34. 新田 1 号線 5. 辻南野崎駅前線 20. 諸福中学校前線 35. 新田 12 号線 6. 北条西小学校東線 21. 大野灰塚線 36. 大半・赤井 3 丁目 1 号線 7. 北条西小学校前線 22. 末広線 37. 赤井諸福線 8. 野崎東西 1 号線 23. 恩智橋松の鼻橋線 38. 諸福 3 号線 9. 野崎南北 7 号線 24. 泉町 2 丁目南北線 39. 川中住道 1 号線 10. 四条南小学校北側線 25. 住道中垣内線 11. 中垣内浜公園前線 26. 谷川 2 号線 12. 龍間 5 号線 27. 谷川 1 号線 13. 深野 4 丁目 7 号線 28. 庁舎前線 14. 三箇小学校前線 29. 氷野小学校前線 15. 新田 9 号線 30. 氷野東西線

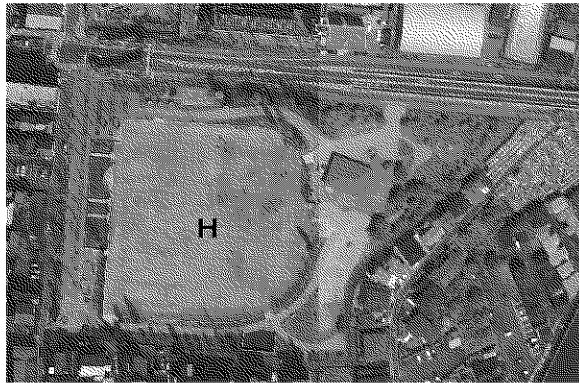
付表 17 災害時用臨時ヘリポート一覧表

災害時用臨時ヘリポート一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

ヘリポート名	所在地	管理者	電話番号	幅×長さ	備考
東諸福公園	諸福一丁目 107-2	街づくり部水とみどり課	872-2181	30×30m	小型のみ
深北緑地	深野北四丁目地先	深北緑地管理事務所	877-7471	30×30m	小型のみ
大東中央公園	深野一丁目 緑が丘一丁目	街づくり部水とみどり課	872-2181	100×100m	大型駐機可能

東諸福公園



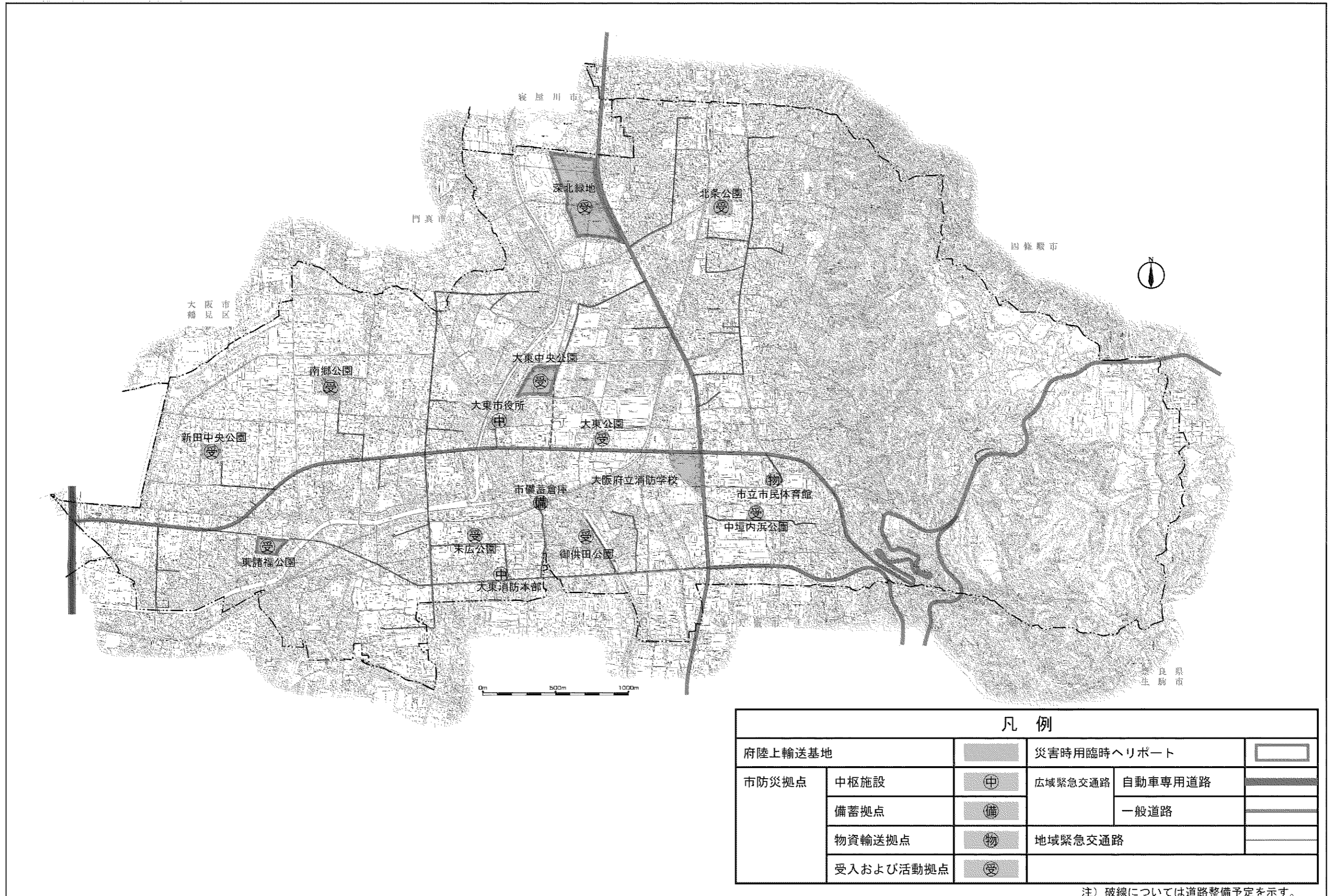
深北緑地



大東中央公園



付図2 緊急輸送関係及び防災拠点位置図



凡例			
府陸上輸送基地			災害時用臨時ヘリポート
市防災拠点	中枢施設		広域緊急交通路
	備蓄拠点		
物資輸送拠点			自動車専用道路
受入および活動拠点			一般道路
			地域緊急交通路

注) 破線については道路整備予定を示す。

付表 18 市の車両保有台数一覧表

市の車両保有台数一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区 分	総務課保有分		水道局保有分		計
	台数	備 考	台数	備 考	
普通乗用	4	ステーションワゴン 1 箱型 3 (内広報車 1)			4
小型乗用	19	ステーションワゴン 17 (内広報車 3) 箱型 2			19
軽乗用	10	ステーションワゴン 1 箱型 9			10
小型貨物	11	バン 4 (内広報車 3) 3トントラック 2 2トントラック 5	1	2トントラック 1	12
軽貨物	24	バン 17 トラック 5 キャブオーバ 2	9	バン 8 トラック 1	33
マイクロバス	5	キャブオーバ 5			5
二輪車	38	50CC 38	6	50CC 5 90CC 1	44
特殊用途	9	身障者輸送 1 公共応急作業車 4 塵芥車 3 図書館車 1	3	公共応急作業車 2 フォークリフト 1	12
大型特殊	1	ショベル 1	2	給水車 1 ショベル 1	3
消防団 (本部車)					1
消防団 (ポンプ車)					38

付表 19 一時避難場所一覧表

一時避難場所一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

番 号	名 称	所 在 地	面 積 (h a)
1	東諸福公園	諸福一丁目 3 番	2.1
2	新田中央公園	新田中町 6 番	1.4
3	南郷公園	氷野四丁目 5 番	1.8
4	御供田公園	御供田二丁目 20 番	1.1
5	北条公園	北条二丁目 19 番	1.6
6	大東公園	谷川二丁目 9 番	1.3
7	中垣内浜公園 (整備予定)	中垣内四丁目 4 番	1.5
8	末広公園	末広町 6 番	1.4

付表 20 広域避難場所一覧表

広域避難場所一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

名 称	所在地	面積 (有効面積)	収容可能 人 口	避難予定地区	
1	寺川住宅地域 府営寺川住宅 府立野崎高校 府立消防学校 大阪産業大学	寺川 1 丁目、 中垣内 4 丁目、 平野屋 1 丁目	17.4ha (2.0ha)	20,000 人	野崎 1・2・3・4 丁目、寺川 1・ 2・3・4・5 丁目、深野 5 丁目、 中垣内 1・2・3・4・5・6・7 丁目、平野屋 1・2 丁目、平野屋新 町、南新田 1・2 丁目、泉町 1・2 丁目、御供田 1・2・3・4・5 丁 目、幸町、深野南、曙町、三住町、 住道 1 丁目、緑が丘 1・2 丁目、谷 川 1・2 丁目、浜町 (大字寺川、大 字龍間、大字中垣内は自由避難地域 とする。)
2	朋来住宅地域	朋来 1 丁目、2 丁目	17.0ha (3.15ha)	31,500 人	住道 2 丁目、新町、栄和町、末広 町、扇町、川中新町、赤井 1・2・ 3 丁目、太子田 1・2・3 丁目、大 野 1・2 丁目、朋来 1・2 丁目、三 洋町、灰塚 1・2・3・4・5・6 丁目、諸福 1・2・3・4・5・6・ 7・8 丁目、新田本町、新田東本町、 新田西町、新田中町、新田旭町、新 田北町、新田境町、南郷町、氷野 1・ 2 丁目
3	深北緑地 ※：水害時、深北緑 地は治水緑地 として機能す るため、避難場 所としては使 用不可である	深野北 2 丁目、 4 丁目、5 丁目	17.1ha (17.1ha)	171,000 人	北条 1・2・3・4・5・6・7 丁目、学園町、錦町、北新町、明美 の里町、北楠の里町、中楠の里町、 南楠の里町、西楠の里町、津の辺町、 南津の辺町、深野北 1・2・3 丁目、 深野 1・2・3・4 丁目、三箇 1・ 2・3・4・5・6 丁目、氷野 3・ 4 丁目、大東町、御領 1・2・3・ 4 丁目 (大字北条、大字野崎は自由 避難地域とする。)
4	大東中央公園地域	深野 1 丁目、 緑が丘 1 丁目	27.1ha (10.6ha)	106,000 人	谷川 1・2 丁目、曙町、浜町、三 住町、深野南町、緑が丘 1・2 丁目、 深野 1・2・3・4 丁目、氷野 1・ 2・3・4 丁目、大東町、御領 1・ 2・3・4 丁目、南郷町、太子田 3 丁目
合 計				328,500 人	

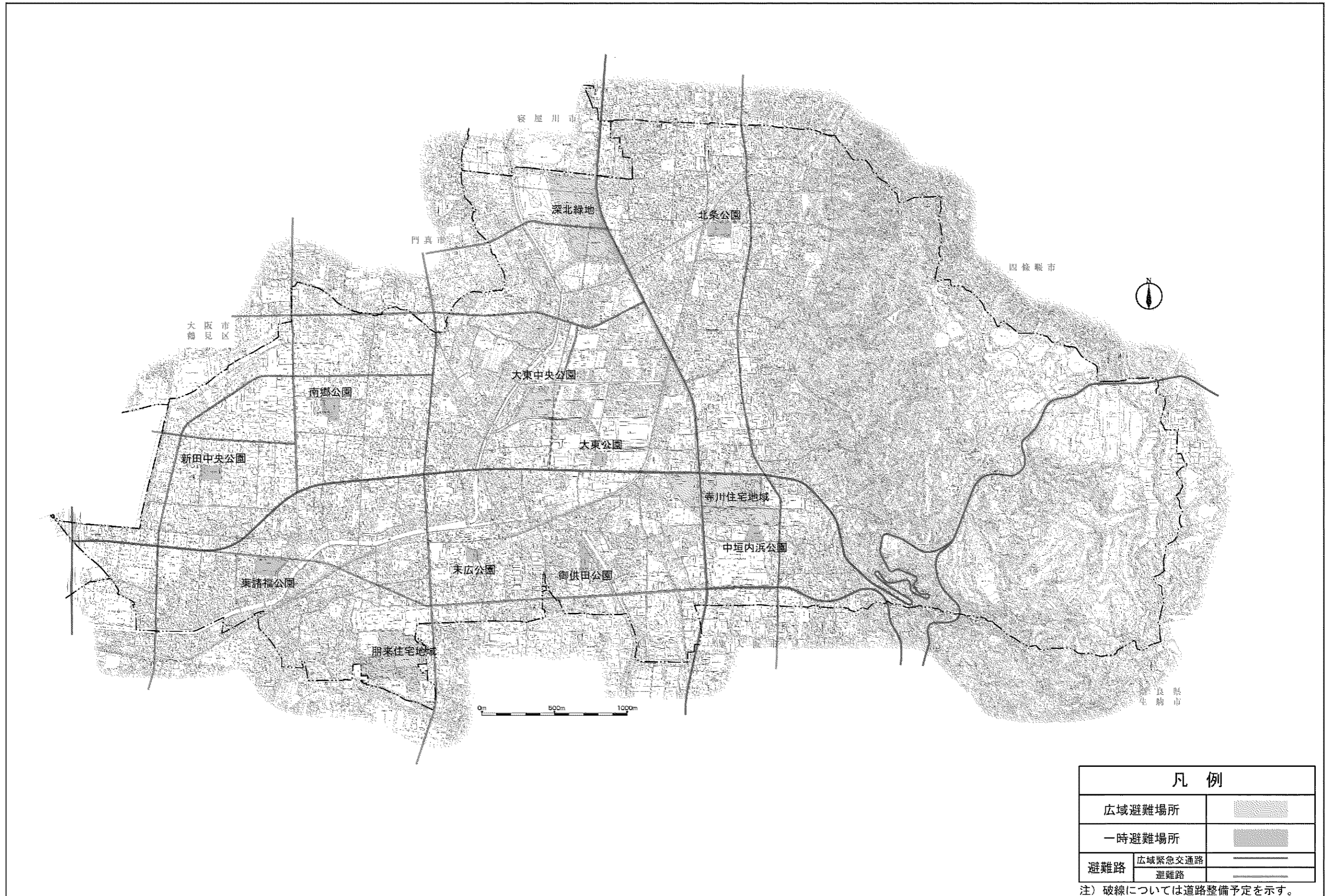
付表 21 避難路一覧表

避難路一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

No.	区 分	名 称	備 考
1	主要地方道	大阪生駒線	
2	主要地方道	大阪中央環状線	
3	主要地方道	八尾枚方線	
4	主要地方道	枚方富田林泉佐野線	
5	国道	170 号線 (大阪外環状線)	
6	府道	鴻池新田停車線	
7	府道	深野南寺方大阪線	
8	府道	諸福中垣内線	
9	市道	氷野鴻池線	
10	市道	新田中央線	
11	市道	太子田福島線	
12	市道	三箇深野北線	
13	市道	諸福中垣内線	
14	都市計画道路	3・5・218-16 深野北谷川線	指定予定

付図3 一時避難場所、広域避難場所及び避難路位置図



凡例	
広域避難場所	
一時避難場所	
避難路	広域緊急交通路
	避難路

注) 破線については道路整備予定を示す。

付表 22 指定避難所一覧表

指定避難所一覧表

(平成 26 年 4 月 11 日現在)

地 区	番号	場 所	所 在 地	電話番号	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	収容可能 人 員 (人)
北部地区	1	北条人権文化センター	大東市北条 3 丁目 10-5	877-6066	1,278	1,260	630
	2	北条老人憩の家	# 北条 3 丁目 15-15	878-4651	1,341	519	259
	3	北条中央公民館	# 北条 6 丁目 5-31	879-0718		221	110
	4	北条小学校	# 北条 6 丁目 11-1	877-0001	14,788	1,103	668
	5	北条中学校	# 北条 2 丁目 19-30	879-5701	18,114	1,272	770
	6	四条北小学校	# 西楠の里町 14-1	876-6301	13,771	1,000	606
	7	(旧) 北条西小学校	# 北条 1 丁目 16-16		12,593	974	590
	8	まなび北新	# 北新町 3 番 101	876-7701		305	152
	9	四條畷学園小学校体育館	# 学園町 6-45	876-1321		665	403
	10	深野中学校	# 深野北 1 丁目 15-1	879-4891	21,003	1,141	691
東部地区	11	野崎人権文化センター	# 野崎 1 丁目 24-1	879-1551	911	1,159	579
	12	野崎老人憩の家	# 野崎 1 丁目 8-28	879-6076	1,036	400	200
	13	来ぶらり四条	# 野崎 3 丁目 6-1	812-6768	12,274	985	596
	14	四条小学校	# 野崎 4 丁目 6-1	879-2821	15,320	1,197	725
	15	四条中学校	# 寺川 2 丁目 7-1	872-7241	15,820	1,008	610
	16	中垣内公民館	# 中垣内 2 丁目 2-15	873-9604		259	129
	17	龍間公会堂	# 大字龍間 1333			155	120
	18	野崎高校体育館	# 寺川 1 丁目 2-1	874-0911		1,050	636
	19	大阪産業大学総合体育館	# 中垣内 3 丁目 1-1	875-3001		1,837	1,113
	20	深野小学校	# 深野 4 丁目 15-1	871-0411	15,051	1,087	658
	21	(旧) 深野北小学校	# 深野 3 丁目 28-3		15,688	932	564
	22	(旧) 深野児童センター	# 深野 3 丁目 28-4		1,247	499	249
	23	緑風冠高校体育館	# 深野 4 丁目 12-1	871-5473		1,050	636

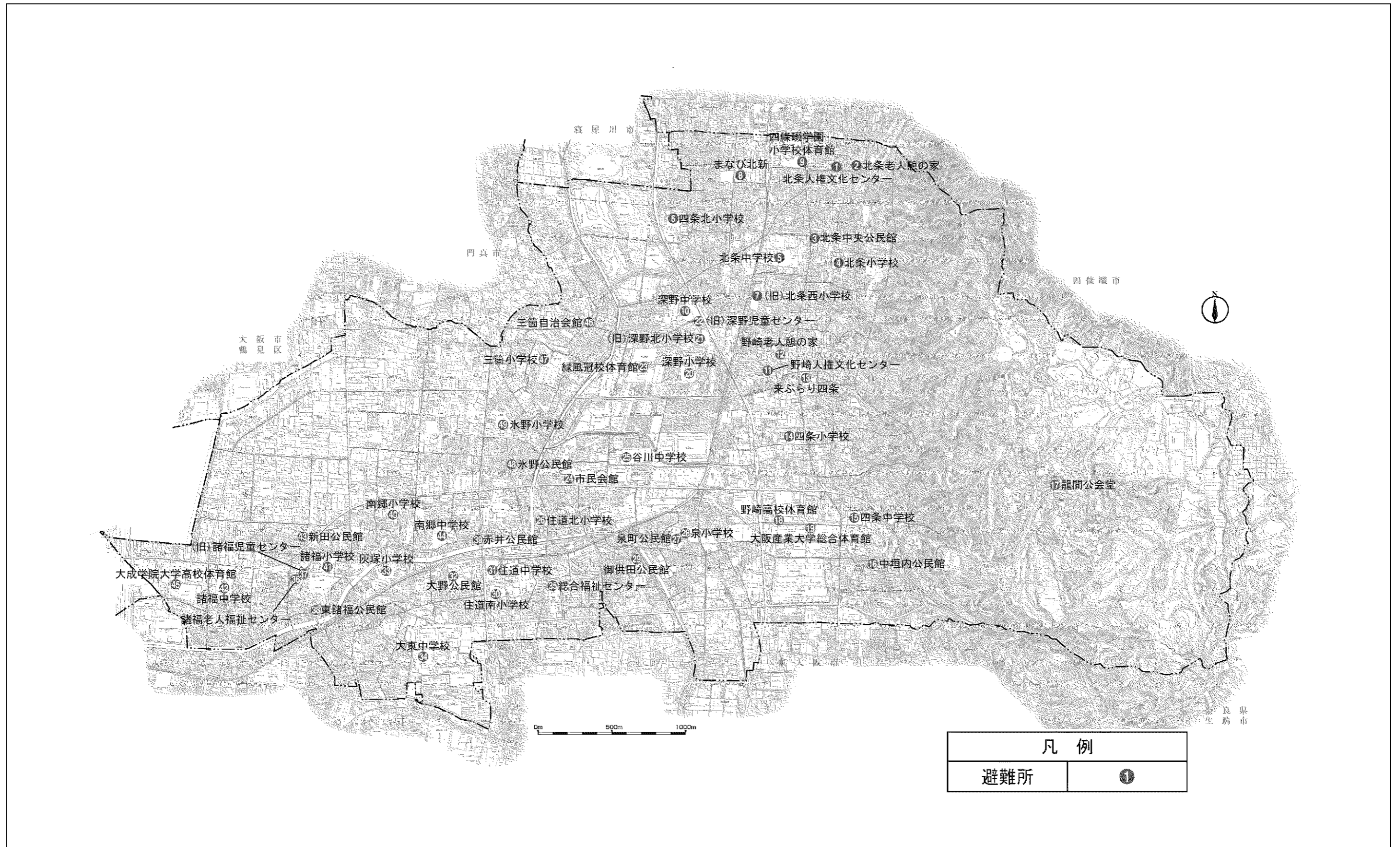
地区	番号	場所	所在地	電話番号	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
南部地区	24	市民会館	大東市曙町4-6	871-0001	5,270	5,082	2541
	25	谷川中学校	" 谷川2丁目6-1	871-5471	18,751	1,272	770
	26	住道北小学校	" 浜町2-12	872-7788	8,975	1,108	671
	27	泉町公民館	" 泉町1丁目3-2	874-4050		94	47
	28	泉小学校	" 泉町1丁目3-1	871-6786	18,620	1,192	722
	29	御供田公民館	" 御供田2丁目20-1			166	83
	30	住道南小学校	" 末広町16-1	871-0201	13,621	1,197	725
	31	住道中学校	" 末広町17-1	872-7351	17,447	1,254	760
	32	大野公民館	" 大野1丁目3-2	874-0536		284	142
	33	灰塚小学校	" 灰塚1丁目3-1	874-7951	15,642	977	592
	34	大東中学校	" 朋来1丁目30-1	872-5501	20,869	1,032	625
	35	総合福祉センター	" 新町13-13	872-2222	2,744	2,670	1,335
	西部地区	36	諸福老人福祉センター	" 諸福1丁目12-12	871-2771	820	414
37		(旧) 諸福児童センター	" 諸福1丁目12-12		1,260	560	280
38		東諸福公民館	" 諸福1丁目7-10			644	322
39		赤井公民館	" 赤井2丁目14-4			128	64
40		南郷小学校	" 太子田1丁目12-38	871-0164	11,451	1,100	666
41		諸福小学校	" 諸福1丁目2-2	873-5815	14,684	1,200	727
42		諸福中学校	" 諸福5丁目11-1	871-5711	14,731	1,024	620
43		新田公民館	" 新田本町17-6			402	201
44		南郷中学校	" 赤井3丁目15-3	872-8181	16,676	848	513
45		太成学院大学高校体育館	" 諸福7丁目2-23	871-1921		1,300	780
46		三箇自治会館	" 三箇4丁目1-5	873-8878		420	210
47		三箇小学校	" 三箇1丁目23-1	875-0800	17,144	977	592
48		氷野公民館	" 氷野1丁目9-6	870-9119		249	124
49	氷野小学校	" 大東町9-1	871-0511	19,794	1,199	726	
						総収容可能人数	26,739

注1) 避難所の収容基準は、収容人員一人あたり1.65㎡とする。

注2) 敷地面積については、市所有財産のみを記載。(平成18年度財産に関する調査より)

注3) 大東市立小・中学校は学校機能と併用する場合、体育館及び4教室を避難所とする。

付図4 避難所位置図



付表 23 応急仮設住宅建設予定地一覧表

応急仮設住宅建設予定地一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地	面積 (ha)
中垣内浜公園	中垣内 4 丁目 4 番	1.5
南郷公園	氷野 4 丁目 5 番	1.8
東諸福公園	諸福 1 丁目 3 番	2.1
龍間ぐりーんふいーるど	大字龍間地内 (グラウンド)	1.26
	(多目的広場)	0.25
合 計		6.91

付表 24 配水場一覧表

配水場一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

施設名	所在地	貯水量 (m ³)	水源
灰塚配水場	灰塚4丁目1-1	4,500	大阪広域水道 企業団
東部 "	野崎3丁目1-20	15,000	"
東部第二 "	野崎3丁目11-16	8,000	"
東部第二高区 "	大字寺川714	6,000	"
東部第三 "	野崎1127-2	1,000	"
東部第四 "	大字龍間1535	400	"
東部第五 "	四條畷市南野2130	400	"

※平成 26 年 7 月現在、灰塚配水場は工事中であり、工事完了次第、容量が 4,500 m³となる。

付表 25 大東市重要物資備蓄量目標一覧表

大東市重要物資備蓄目標量一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

備蓄品目	備蓄量		
	算出方法	市基準量	府基準量
アルファ化米、乾パン	収容避難者の 1 食分	15,200 食	26,123 食
高齢者食	収容避難者（要援護高齢者等）の 1 食分	304 食	522 食
	収容避難者比 2%		
粉ミルク	収容避難者（乳児）の 1 日分	160 人分	274 人分
	収容避難者比 1.5%、人工授乳率 70%		
ほ乳瓶	収容避難者（乳児）分の必要量	160 人分	274 人分
	収容避難者比 1.5%、人工授乳率 70%		
毛布	収容避難者（子ども、高齢者等）分の必要量	4,560 枚	7,837 枚
	収容避難者比 30%		
おむつ	収容避難者（乳児）の 1 日分	2,280 個	3,918 個
	収容避難者比 3%、1 日 5 個		
生理用品	収容避難者（女性）の 1 日分	25,194 個	43,299 個
	幼児、高齢者を除く [65%] 女性 [51%]、1 日 5 個		
簡易トイレ	必要量	152 基	261 基
	収容避難者 100 人に 1 基		

※ 市の基準量は、大東市が平成 8 年度に実施した防災アセスメントによる避難者数をもとに設定したもの

※ 府の基準量は、大阪府が平成 8 年度に実施した防災アセスメントによる避難者数をもとに設定したもの

上記の避難者数の違いは、大阪府と大東市のボーリングデータの取り方などデータの把握方法、メッシュのとり方、予測手法等の違いを原因とするものであり、特に手法の違いによるところが大きいと考えられる。

付表 26 大東市災害用備蓄物資一覧表

大東市災害用備蓄物資一覧表

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

備蓄品	備蓄数
アルファ化米	26,200 食
毛布	7,840 枚
高齢者食	530 食
粉ミルク	280 人分
哺乳瓶	280 人分
紙おむつ	4,000 個
生理用品	43,300 個
組立式仮設トイレ	261 基
保存水	156,800 本
袋式簡易トイレ	368,000 セット
ブルーシート	2,260 枚
断熱シート	2,000 枚
軽油	28 缶
パーテーション	23 個
発電機	11 台
投光機	11 台

※物資には使用期限があり年度末に納入するため、年度末までは前年度末の備蓄数である。

付表 27 大阪府災害用備蓄物資一覧表

大阪府災害用備蓄物資一覧

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

品名	備蓄物資 合計	北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等	備考
重要物資	アルファ化米	816,800 食	161,500 食	484,500 食	170,800 食	0 食
	長期保存パン	27,500 食	0 食	0 食	27,500 食	0 食
	※アレルギー対応食	12,500 食	2,500 食	7,500 食	2,500 食	0 食
	高齢者等食	17,200 食	3,000 食	10,000 食	4,200 食	0 食
	毛布	578,900 枚	112,550 枚	326,350 枚	130,000 枚	10,000 枚
	哺乳瓶	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本
	紙おむつ	128,260 枚	11,839 枚	69,937 枚	31,000 枚	15,484 枚
	生理用品	1,410,544 枚	339,600 枚	716,224 枚	340,320 枚	14,400 枚
簡易トイレ	1,700 基	450 基	850 基	400 基	0 基	
肌着	42,500 組	3,671 組	26,329 組	12,500 組	0 組	
タオル	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚	
ティッシュ	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個	
飲料水袋	101,900 袋	0 袋	61,900 袋	40,000 袋	0 袋	
作業服	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着	
マスク	525,000 枚	0 枚	525,000 枚	0 枚	0 枚	
ペットボトル水	164,000 本	0 本	164,000 本	0 本	0 本	500ml
移動式仮設風呂	3 式	1 式	1 式	1 式	0 式	
かにぼん	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)				
漬物	18 トン	府漬物組合				
粉ミルク	1,152 缶	森永乳業 (320g 入り)				
	1,320 缶	ビーンスタークスノー (300g 入り)				
	3,600 箱	明治乳業 (108g 入り)				
アレルギー対応	96 缶	ビーンスタークスノー (350g 入り)				
粉ミルク	96 缶	明治乳業 (850g 入り)				

※厚生労働省省令に基づく表示義務(卵・乳・小麦・そば・落花生・エビ・カニ)及び表示奨励(あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・大豆・鶏肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・バナナ)とされている特定原材料等を使用していないものをアレルギー対応としています。

○調達対応

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

精米 (5 社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (株)大阪第一食糧・幸南食糧(株)・幸福米穀(株)・(株)丸三・中山物産(株)	在庫報告量 510 万食 (1,020 トン)
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 災害拠点病院(大阪府立急性期・総合医療センターなど 12 箇所)	推定入院患者の 3 日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 ((社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者の 7 日分 (上記推定入院患者の 3 日分を除く)
即席麺 (5 社)	り災者用食糧確保を依頼 (日清食品ホールディングス(株)・明星食品(株)・ハウス食品(株)・サンヨー食品(株)・エースコック(株))	依頼食数 305 万食
乾パン (三立パン)	り災者用食糧確保を依頼 (三立製菓(株))	依頼食数 9 万食
マルチビタミン・スクット	り災者用食糧確保を依頼 (明治製菓(株))	依頼食数 9 万食

○飲料の提供協力

カ・コー・ラカスト・ダイト・トリコ・アサヒ飲料・ジャパネット・パレックス：指定された物流拠点・災害対応型自動販売機の飲料無償提供

○救助用物資の供給協力

イトリテール・イズミヤ・イトヨーカ堂・オークリ・関西スーパーマーケット・近商ストア・スーパーナショナル・ダイエー・ピーコックストア・阪食・平和堂・ライフコーポレーション・マカド・イオンマルシェ・万代・コナン商事・国分グロセリーズチェーン・サークルKサンクス・セブンイレブンジャパン・テイチクヤマザキ・ファミリーマート・ポプラ、ロソン、コメリ：保有・調達可能な救助用物資の供給協力

付表 28 市域内にある社会福祉施設一覧表

市域内にある社会福祉施設一覧表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

	施設の種類	施設名	電話番号	住所
公	老人福祉センター	総合福祉センター	872-2222	新町 13-13
		諸福老人福祉センター	871-2771	諸福 1 丁目 12-12
	児童施設	野崎青少年教育センター内児童館	876-7000	野崎 1 丁目 22-1
		北条青少年教育センター内児童館	877-0883	北条 3 丁目 10-5
	知的障害児通園施設	子ども発達支援センター	871-0948	泉町 1 丁目 3-3
肢体不自由児通園施設	子ども発達支援センター	871-0948	泉町 1 丁目 3-3	
立	在宅障害者デイサービス施設	北条老人憩の家	878-4651	北条 3 丁目 15-15
		野崎老人憩の家	879-6076	野崎 1 丁目 8-28
		南郷子育て支援センター	872-0013	太子田 1 丁目 12-37
		四条子育て支援センター	876-7510	野崎 1 丁目 6-35
私	軽費老人ホーム	あいの里竜間	869-0788	大字龍間 673-3
		ホーリーハート大東	874-1661	赤井 3 丁目 5-11
	在宅介護支援センター	和光苑	877-8800	野崎 3 丁目 12-1
		竜間之郷	869-3097	龍間 1595-7
		あいの里竜間	869-0668	龍間 673-3
		ホーリーハート大東	874-8593	赤井 3 丁目 5-11
		阪奈苑	873-7373	寺川 1 丁目 1-1
		暮らしいきいき館	875-8046	御領 1 丁目 12-1
		みどりの里	803-2941	北条 6 丁目 2230-2
		竜間之郷朋来	869-2600	灰塚 4 丁目 4-3
	障害者通所施設	青い鳥工房	871-4653	三箇 6 丁目 16-20
		グローリーワーク大東	862-0417	津の辺町 18-4
		コスモス御領	871-0265	御領 3 丁目 16-15
		コスモス住道	870-7410	住道 1 丁目 1-9
		コスモス大野	873-0045	大野 1 丁目 18-31
		支援センターさくら	871-0030	末広町 15-6
		四条作業所	875-3599	寺川 3 丁目 4-9
		津の辺	878-1118	南津の辺町 1-43
		てんとう虫	878-5517	野崎 1 丁目 22-1
		ワークボックス大東	871-0999	曙町 2-6
チューリップハウス		874-9753	三住町 2-1	
のんびりハウス		876-2850	北条 1 丁目 15-7	
立	有料老人ホーム (介護付)	ハートフル大東	889-1025	太子田 1 丁目 12-31
		ハートフル北条	879-6101	北条 4 丁目 12-26
		マハロ	803-8763	三箇 6 丁目 5-5
		大阪アグリバイオ(株)	869-1480	龍間 943-1
		太閤ファーム(株)	869-1480	龍間 308-20
		みどりの里	803-2946	北条 6 丁目 2230-2
		生駒の生水作業所	863-2941	北条 6 丁目 2230-2
		いちばん星	877-1055	野崎 1 丁目 1-22
		旬栽	813-3581	新田本町 4-3
		ワークスペースきずな	875-5150	三箇 3 丁目 6-4
地域活動支援センター	あーす	874-9900	三住町 2-1	
	障害者生活支援センター	806-1331	三住町 2-7	
宿泊型自立訓練施設	大東通勤寮	869-3322	末広町 15-6	
有料老人ホーム (介護付)	アミーユ大東深野	803-5521	深野北 1 丁目 15-6	
	アミーユ住道	806-2981	御領 1 丁目 7-22	
	シニアホーム飯盛	878-8228	北条 7 丁目 4-1	

	レザミ住道 スーパー・コート大東 ツクイ・サンシャイン大東	806-0307 873-4850 863-0880	赤井2丁目19-5 扇町13-1 南津の辺町18-11
特別養護老人ホーム	みどりの里 あいの里竜間 生駒園 和光苑 南郷の里	803-2941 869-0788 869-0300 877-8800 873-0031	北条6丁目2230-2 龍間673-3 龍間1304-4 野崎3丁目12-1 氷野2丁目1-13
地域密着型特別養護老人ホーム	百楽荘 諸福苑	889-5051 874-5252	栄和町9-10 諸福7-4-45
介護老人保健施設	竜間の里 阪奈苑	869-0076 875-0001	龍間1595-7 寺川1丁目1-1
指定介護療養型医療施設	阪奈病院 わかくさ竜間リハビリテーション病院	874-1111 869-0116	寺川1丁目1-31 大字龍間1580
グループホーム	奏音 北条グループホーム 花水木 あいの里きらら 八重桜 さんのがの杜	870-0316 878-8228 869-3710 869-0788 874-5711 391-3744	御領1丁目10-18 北条7丁目4-1 寺川5丁目19-18 大字龍間673-3 諸福7-4-45 三箇5-6-22

市立保育所

施設名称	電話番号	住所
南郷保育所	872-7327	太子田3丁目1-20
野崎保育所	876-5630	野崎1丁目6-35
北条保育所	876-5237	北条3丁目9-18

私立保育園

施設名称	電話番号	住所
寺川保育園	871-2494	寺川5丁目5-14
津の辺保育園	876-8327	南津の辺町2-32
住道一粒保育園	872-0593	深野4丁目3-4
住道学園	873-1141	三住町16-6
あすなる保育園	873-2241	扇町9-8
聖心保育園	874-2371	太子田2丁目14-15
大東若竹保育園	874-2930	深野5丁目7-27
第二聖心保育園	874-0981	寺川1丁目20-1
大東わかば保育園	878-4121	北条1丁目21-36
泉保育園	873-9638	泉町1丁目3-2
大東みのり保育園	879-2777	津の辺町4-11
氷野保育園	871-7321	大東町10-15
大東つくし保育園	873-9817	諸福6丁目3-33
灰塚保育園	871-5422	灰塚5丁目2-33
江ノ口保育園	874-5640	三箇4丁目16-16
四条保育園	879-4158	北条1丁目8-48
新町保育園	874-2881	川中新町9-1
上三箇保育園	872-4296	三箇1丁目13-13
新田保育園	870-6680	新田中町4-9

付表 29 各地区対策部の設置箇所及び担当区域一覧表

各地区対策部の設置箇所及び担当区域一覧表(風水害時)

(平成 26 年 5 月 31 日現在)

No.	名 称	設置箇所 TEL	対 象 区 域
1	北 部 地区対策部	北条人権文化センター 877-6066	明美の里町、学園町、北新町、津の辺町、南津の辺町1番～17番、錦町、北楠の里町、中楠の里町、南楠の里町、西楠の里町、深野北1～5丁目、大字北条の一部(市道北条龍間線より北側)、北条2～6丁目、北条1丁目16番～24番、北条7丁目4番～6番、北条7丁目12番～16番、北条7丁目11番の一部(谷田川源流より北側地域)
2	東 部 地区対策部	野崎人権文化センター 879-1551	大字野崎、野崎1～4丁目、大字寺川、寺川1～5丁目、大字中垣内、中垣内1～7丁目、大字龍間、深野1～5丁目、緑が丘1～2丁目、北条1丁目1番～15番、北条7丁目1番～3番、北条7丁目7番～10番、北条7丁目11番の一部(谷田川源流より南側)、南津野辺町18番～24番、大字北条の一部(市道北条龍間線より南側)
3	南 部 地区対策部	総合福祉センター 872-2222	平野屋新町、平野屋1～2丁目、谷川1～2丁目、南新田1～2丁目、泉町1～2丁目、住道1～2丁目、御供田1～5丁目、大野1～2丁目、朋来1～2丁目、灰塚1～6丁目、三洋町、川中新町、曙町、新町、栄和町、末広町、扇町、浜町1番～5番、三住町、幸町、諸福2丁目5番～9番、中垣内7丁目、深野南町
4	西 部 地区対策部	諸福老人福祉センター 871-2771	三箇1～6丁目、氷野1～4丁目、赤井1～3丁目、太子田1～3丁目、御領1～4丁目、大東町、新田本町、新田東本町、新田中町、新田北町、新田西町、新田境町、新田旭町、南郷町、浜町7番～12番、諸福1丁目、諸福2丁目1番～4番、諸福3～8丁目

各地区対策部の設置箇所及び担当区域一覧表(地震災害時)

(平成 26 年 8 月 1 日現在)

No.	名 称	対 象 区 域
1	北 条 地区対策部	学園町、錦町、北条 1～7 丁目、大字北条
2	深 野 地区対策部	北新町、明美の里町、北楠の里町、中楠の里町、南楠の里町、西楠の里町、津の辺町、南津の辺町、深野北 1～5 丁目、深野 2～4 丁目、三箇 4～6 丁目
3	四 条 地区対策部	野崎 1～4 丁目、寺川 1～5 丁目、中垣内 1～6 丁目、大字龍間、大字中垣内、大字寺川、大字野崎
4	谷 川 地区対策部	三箇 1～3 丁目、深野 1・5 丁目、曙町、緑が丘 1・2 丁目、谷川 1・2 丁目、平野屋新町、三住町、幸町、深野南町
5	住 道 地区対策部	浜町、赤井 1 丁目、住道 1・2 丁目、新町、末広町、栄和町、扇町、御供田 1～5 丁目、泉町 1・2 丁目、平野屋 1・2 丁目、中垣内 7 丁目、南新田 1・2 丁目、大野 1・2 丁目、川中新町
6	大 東 地区対策部	朋来 1・2 丁目、灰塚 1～6 丁目、三洋町
7	南 郷 地区対策部	御領 1～4 丁目、氷野 1～4 丁目、赤井 2・3 丁目、太子田 1～3 丁目、南郷町、大東町
8	諸 福 地区対策部	諸福 1～8 丁目、新田本町、新田東本町、新田西町、新田中町、新田旭町、新田境町、新田北町

様式 1 災害概況即報の報告様式

[災害概況即報]

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災害の概況	発生場所		発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		大規模半壊	棟	床上浸水	棟
		半壊	棟							
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)							

様式2 被害状況即報の報告様式

〔被害状況即報〕

都道府県		区 分		被 害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		田	流失・埋没	ha	
	第 (月 日 時現在)	冠 水		冠 水	ha	
報告者名			畑	流失・埋没	ha	
	区 分	被 害		冠 水	ha	
人的被害			死者	人	文教施設	箇所
	行方不明者	人			病院	箇所
重傷者			重傷	人	道路	箇所
	軽傷	人			橋りょう	箇所
住家被害			全壊	棟	その他の	河川
	世帯	港湾		箇所		
	大規模半壊	棟	砂防	箇所		
		世帯	清掃施設	箇所		
	半壊	棟	崖くずれ	箇所		
		世帯	鉄道不通	箇所		
	一部破損	棟	被害船舶	隻		
		世帯	水道	戸		
	床上浸水	棟	電話	回線		
		世帯	電気	戸		
	床下浸水	棟	ガス	戸		
		世帯	ブロック塀等	箇所		
非住家	公共建物	棟	り災世帯数	世帯		
	その他	棟	り災者数	人		
			建物	件		
			危険物	件		
			その他	件		

区 分		被 害		都道府県	市町村		
公立文教施設	千円	災害対策本部等の設置状況				市町村	
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害市町村数	団体	適用市町村名 災害救助法		計	団体		
その他の	農業被害					千円	
	林業被害					千円	
	畜産被害					千円	
	水産被害					千円	
	商工被害					千円	
その他	千円						
被害総額	千円			消防職員出勤延人数	人		
備考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類概況						
	応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・消防、水防、救急・救助等消防団機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出勤状況 						
				消防団員出勤延人数	人		

※被害額は省略することができるものとする。

様式3 災害確定報告の報告様式

〔災害確定報告〕

都道府県				区 分		被 害		
災害名				田	流失・埋没	ha		
確定年月日		月 日 時確定			冠 水	ha		
報告者名					畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
区 分				被 害				
人的被害	死者	人		そ の 他	文教施設	箇所		
	行方不明者	人			病院	箇所		
	重傷者	重傷	人			道路	箇所	
		軽傷	人			橋りょう	箇所	
住家被害	全壊	棟			河川	箇所		
		世帯			港湾	箇所		
	大規模半壊	棟			砂防	箇所		
		世帯			清掃施設	箇所		
		人			崖くずれ	箇所		
	半壊	棟			鉄道不通	箇所		
		世帯			被害船舶	隻		
	一部破損	棟			水道	戸		
世帯			電話		回線			
人			電気		戸			
ガス		戸		ガス	戸			
床上浸水	棟		ブロック塀等	箇所				
	世帯							
	人		り災世帯数	世帯				
床下浸水	棟		り災者数	人				
	世帯		建物	件				
	人		危険物	件				
非住家	公共建物	棟		その他	件			
	その他	棟						

区 分		被 害		都道府県災害 対策本部	設置市町村名 災害対策本部	名称		
公立文教施設	千円					設置		
農林水産業施設	千円					解散		
公共土木施設	千円			設置市町村名 災害対策本部	計	団体		
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農業被害	千円		適用市町村名 災害救助法	計	団体		
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額	千円			消防職員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所			消防団員出動延人数	人			
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）							

様式4 地すべり、急傾斜地災害報告様式

災 害 報 告					
市町村名 ()			第 報 (月 日 時 現在)		
場 所	群 町 市 村 大字		ふりがな 区 域 名		
発 生 日 時			異常気象名		
原 因	連続雨量	mm	月 日 時 ~ 月 日 時 (観測所)		
	日雨量	mm	月 日 時 ~ 月 日 時		
	最大時間雨量	mm	日 時 ~ 日 時		
	その他の概況				
斜面の種類	自然斜面 H= m	人工斜面 H= m	概況平面図	断面図	
拡大の見込	有 無				
保全対象 人家戸数	戸				
崩壊の状況	高さ	m 巾 m			
	面積	m ² 勾配 度			
	崩壊又は流出土砂量	m ³			
	その他				
被害の状況	死者・負傷者等	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名	
	住宅被害	全壊 戸	半壊 戸	一部破損 戸	
	公共的建物被害				
	その他の建物被害				
	その他の状況				
応急対策					
適用法律の 施行状況	法令等	有無	法令等	有無	
	急傾斜地法適用区域		急傾斜地崩壊危険実態 調査箇所	地帯番号 箇所番号	
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域		
	地すべり防止区域 (建・林・農)		都市計画法にもとづく開発許可制度の適用区域		
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域		
	保安林		宅造基準条例の適用区域		
	災害対策基本法防災計画区域		その他		
備 考					
受 送 信	月 日 時	送信者氏名		受信者氏名	

様式5 土石流災害報告様式

都道府県名
溪流名

河川名		(水系総数：1級、2級、その他) 川水系 川						第1期	第2期	第3期	備考		
場所								(月日時)	(月日時)	(月日時)			
発生日時													
異常気象名													
気象状況	観測所名					被 害 状 況	人的被害 (人)	死者	人	人	人		
	連続雨量	mm (月日時～月日時)						行方不明	人	人	人		
	最大日雨量	mm (月日時～月日時)						負傷者	人	人	人		
	最大時間雨量	mm (月日時～月日時)					建物被害	住家	全壊・流出	戸	戸	戸	
	その他の概要	(雨量状況調書又は積雪・融雪状況調書に記入する。)							大規模半壊	戸	戸	戸	
土砂流出状況	土砂の流出形態	(土石流・土砂流)	土石流危険溪流名 ()、溪流番号 ()		半壊				戸	戸	戸		
	溪流流域面積	km ²	調査年	年	床上浸水				戸	戸	戸		
	氾濫面積	m ²	危険度	A B C その他	床下浸水				戸	戸	戸		
	流出土砂量	m ³	危険溪流の地域防災計画(市町村)への記載 (有・無) (平成 年 月記載) 危険溪流の表示板設置 (有・無) (平成 年 月記載) 避難基準雨量の設定 (有・無) 避難雨量 (mm) 時間雨量 (mm/h) 避難場所、経路の記載 (有・無)		一部破損		戸	戸	戸				
	堆積粒経(最大)	m			農地被害		非住家	戸	戸	戸			
渓床縦断勾配		公共土木施設被害			緊急砂防又は災害関連 緊急砂防要望の有無		有 無	ダム高 (m)	事業費 (千円)				
保対象	面積	農地			概況平面図 ・土砂の氾濫、堆積、浸水状況等を明示する。 ・避難経路については実際の避難経路と地域防災計画に記載されている経路を合わせて記入する。 ・既砂防設備、指定地等を明示する。		公共土木施設被害額						
	人家戸数	戸						公共施設					
	人員	人											
応急対策	避難勧告・指示(有・無) 発令日時(月日時分) 発令者				一般被害額								
	住民の自主的避難(有・無) (月日時避難) 避難人員(世帯、人) 応急工事 []				公共土木施設被害額								
適用法令	1 砂防指定地 (M T S 年指定)		6 宅地造成工事規制区域		緊急砂防又は災害関連 緊急砂防要望の有無		有 無		ダム高 (m)		事業費 (千円)		
	2 地すべり防止区域(建・林・農) 3 急傾斜地崩壊危険区域 4 河川区域(一級、二級・準用・普通) 5 建築基準法による災害危険区域		7 都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域 8 国有林・民有林 9 その他 ()		概況平面図		担当者氏名		発信		受信		

様式 6 自衛隊の災害派遣要請要求書の様式

文 書 番 号
年 月 日

大阪府知事

様

大東市長

印

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1. 災害の情况及び派遣を要請する事由
2. 派遣を希望する機関
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. その他参考となるべき事項

様式7 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請要求書の様式

文書番号
年 月 日

大阪府知事

様

大東市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記
のとおり撤収要請を要求します。

記

1. 撤収要請日時
2. 派遣された部隊
3. 派遣人員及び従事作業の内容
4. その他参考となるべき事項

様式 8 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式

災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 年 月 日 大 阪 府 公 安 委 員 会 殿 届 出 者 住 所 (電 話) 氏 名 印		() 第 号 災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証 左 記 の と お り 事 前 届 出 を 受 け た こ と を 証 す る 。 年 月 日 大 阪 府 公 安 委 員 会 印
番号標に表示されている番号		注意事項 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 () 局 番 氏 名	
出 発 地		

様式 9 緊急通行車両等確認届出書の様式

緊急通行車両等確認届出書	
年 月 日	
大阪府公安委員会 殿	
届出者 住 所 (電話番号)	
氏 名 印	
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他()
	名称()
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防御等 10 その他()
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
車 両 の 使 用 者	住 所 電話番号()
	氏 名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

様式 10 緊急通行車両確認証明書の様式

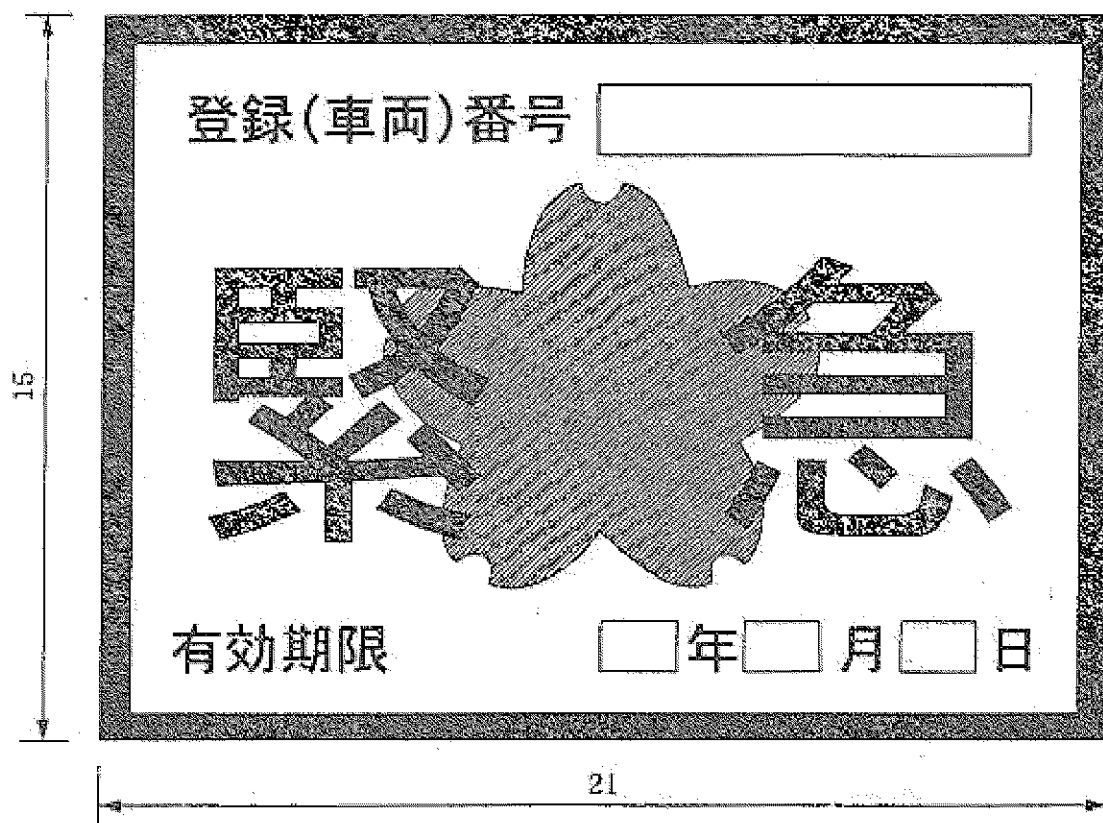
災害対策基本法施行規則別記様式第 4 号

第 号		年 月 日	
<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</h2>			
大 阪 府 知 事 印 大 阪 府 公 安 委 員 会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備 考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

様式 11 緊急通行車両標章の様式

災害対策基本法施行規則別記様式第 3 号



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式 12 避難者カードの様式

避 難 者 カ ー ド

(避難者のみなさんへ)

救援活動のもとになる大切なカードです。太枠の部分にもれなくご記入ください。
 なお、記入について不明な点は、係員にお尋ねください。

あなたの住所							
フリガナ				電話	—		
世帯主の氏名							
家 族 構 成							
氏 名	続柄	性別	生年月日	けが・病気の状況		避難日時 ※ 1	備考 ※ 2
				有無	詳 細		
	世帯主		年 月 日			月 日 時頃	
	配偶者		年 月 日			月 日 時頃	
			年 月 日			月 日 時頃	
			年 月 日			月 日 時頃	
			年 月 日			月 日 時頃	
			年 月 日			月 日 時頃	
			年 月 日			月 日 時頃	
※ 1 避難所に避難している場合のみご記入ください。 ※ 2 避難生活にあたって配慮を必要とする場合は、下記の区分に従ってご記入ください。 乳幼：0歳～小学校入学未満、児：小学生、高：65歳以上の要援護高齢者、障：障害者、その他：妊産婦等							
担当者記入欄		(特記事項)					
避難所名						担当職員名	

注) 一家族ごとに1枚の避難者カードを配布し、記入を求めること。

様式 13 避難状況報告の様式

避 難 状 況 報 告

避難所名				
報告日時	年	月	日 ()	時 分 現在
所属・氏名	部 班 氏名：			
避難者数	男 性	名	乳幼児	名
			児 童	名
	女 性	名	高齢者	名
			障害者	名
合 計	名	その他	名	
必要物資	アルファ化米、乾パン	食	毛 布	枚
	高齢者用食	食	おむつ	個
	粉 ミ ル ク	人分	生理用品	個
	ほ 乳 瓶	人分	簡易トイレ	基
(特記事項)				

注) 毎日、午前 10 時現在で報告すること。

避難者収容記録簿の様式

No.

避難所名							
避難者氏名	生年月日	性別	住所	避難日時	退所日時	備考※	
1	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
2	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
3	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
4	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
5	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
6	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
7	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
8	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
9	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
10	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
11	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
12	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
13	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
14	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
15	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
16	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
17	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
18	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
19	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	
20	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他	

注) 災害弱者である場合は、○印を付けること (乳幼: 0歳~小学校入学未満、児: 小学校、高: 65歳以上の要援護高齢者、障: 障害者、その他: その他妊産婦等)。

様式 15 避難所開設日誌の様式

避難所開設日誌の様式

避難所名								
責任者					記録者			
月 日	避難者数			従事 職員数	食事等の数			備 考
	合計	男性	女性		朝	昼	夕	
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								

遺 体 処 理 台 帳

No.

番号	死 亡 年月日	死亡原因	遺体発見状況		死 亡 者			遺 族			洗淨等の処理費			遺体の一時保存		備 考
			日 時	場 所	住 所	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所	フリガナ 氏 名	死亡者との 関係	品 名	数 量	金 額	保存場所	保存期間	
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									

埋 火 葬 台 帳

No.

番号	死 亡 年 月 日	埋火葬 年 月 日	死 亡 者			埋火葬を行った者			埋 火 葬 費				備 考	
			住 所	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	住 所	フリガナ 氏 名	死亡者との 関 係	棺 〔付属品〕 〔含 む〕	埋 火 又 は 火 葬 料	骨 箱	計		
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									
	年 月 日	年 月 日			年 月 日									

(注) 1. 埋火葬を行った者が市長である場合は、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。
 2. 市長が、棺・骨箱等を現物で給与した場合は、その旨「備考」欄に明らかにしておくこと。
 3. 埋火葬を行った者に埋火葬費を支給した場合は、その旨「備考」欄に記入しておくこと。

り 災 証 明 書

申 請 者	住所 氏名
発 生 年 月 日	平成 年 月 日
り 災 場 所	大阪府大東市
り 災 原 因	台風・大雨・集中豪雨・地震・その他（ ）
り 災 状 況	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div>
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>平成 年 月 日 大東り災第 号</p> <p style="text-align: right;">大東市長</p>	

大東市地域防災計画（平成26年12月修正）

発行 大東市防災会議

編集 大東市 危機管理室

〒574-0037

大阪府大東市新町 13-35

TEL 072-875-0211